

建設業経営者等のための基礎講座

# 建設業における担い手確保に関する現状と取組

令和7年2月12日  
建設業適正取引推進機構  
山西 邦尚

## I. 建設産業をとりまく現状

### (1) 建設産業の現状

## II. 建設業の「担い手確保」に向けたこれまでの取組

### (1) 「担い手3法」について

(建設業法・入契法・品確法の一体的改正)

### (2) 働き方改革 (長時間労働の是正・休日の確保)

### (3) 処遇改善 (賃金・CCUS・社会保険)

### (4) 生産性の向上 (技術者制度の見直し等)

## III. 持続可能な建設業を目指して

### (1) 第三次・担い手3法について

## I. 建設産業をとりまく現状

### (1) 建設産業の現状

## II. 建設業の「担い手確保」に向けたこれまでの取組

### (1) 「担い手3法」について

(建設業法・入契法・品確法の一体的改正)

### (2) 働き方改革 (長時間労働の是正・休日の確保)

### (3) 処遇改善 (賃金・CCUS・社会保険)

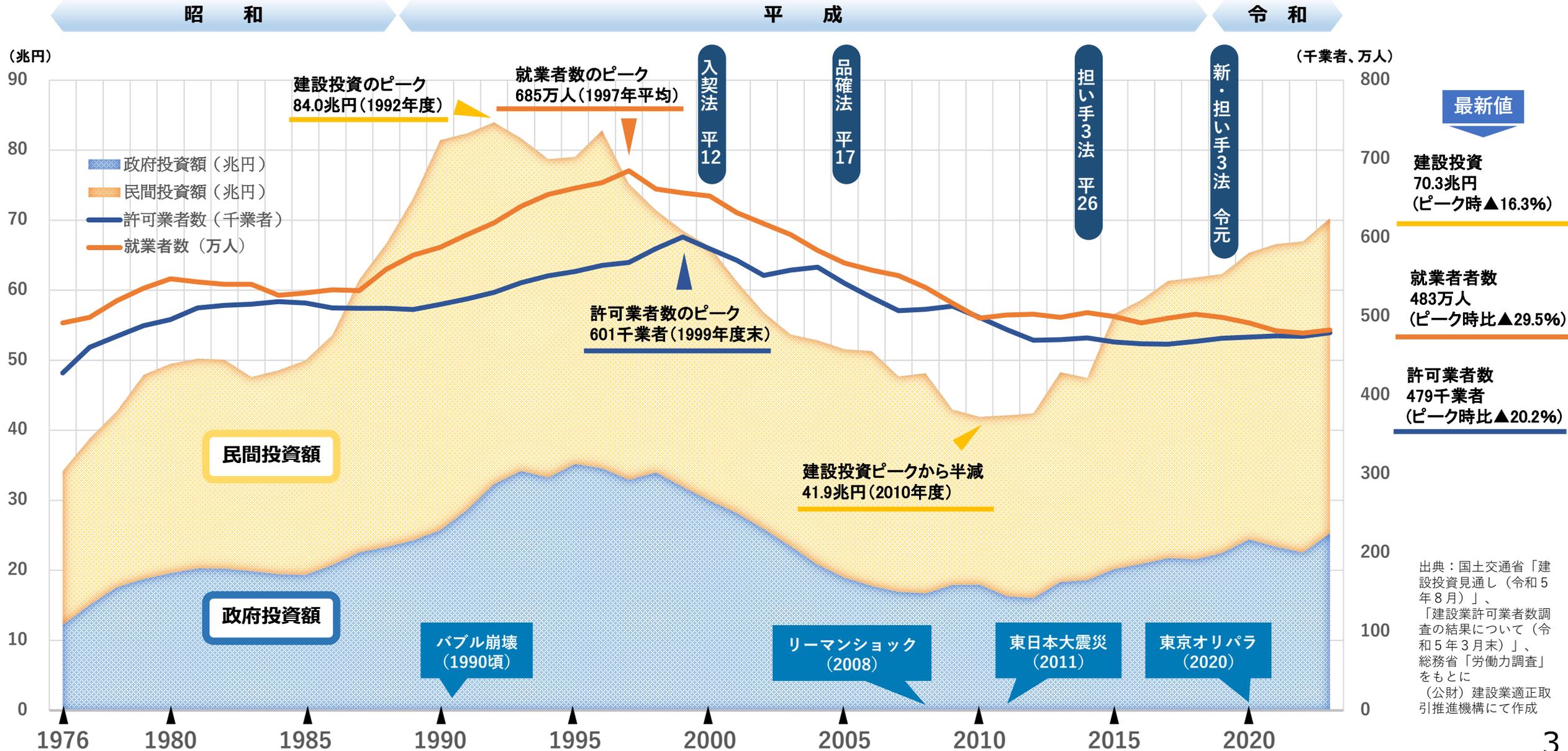
### (4) 生産性の向上 (技術者制度の見直し等)

## III. 持続可能な建設業を目指して

### (1) 第三次・担い手3法について

- ① 建設投資・許可業者数・就業者数の推移
- ② 建設企業の倒産、休廃業・解散の動向
- ③ 建設企業の経営上の課題
- ④ 建設就業者の高齢化の進行
- ⑤ 年齢階層別の建設技能者数
- ⑥ 新規学卒者の建設業への就職状況
- ⑦ 新規学卒者の3年以内離職率
- ⑧ 建設業の一日あたり賃金の推移
- ⑨ 年間出勤日数及び年間実労働時間の推移
- ⑩ 建設分野における外国人材の受け入れ状況

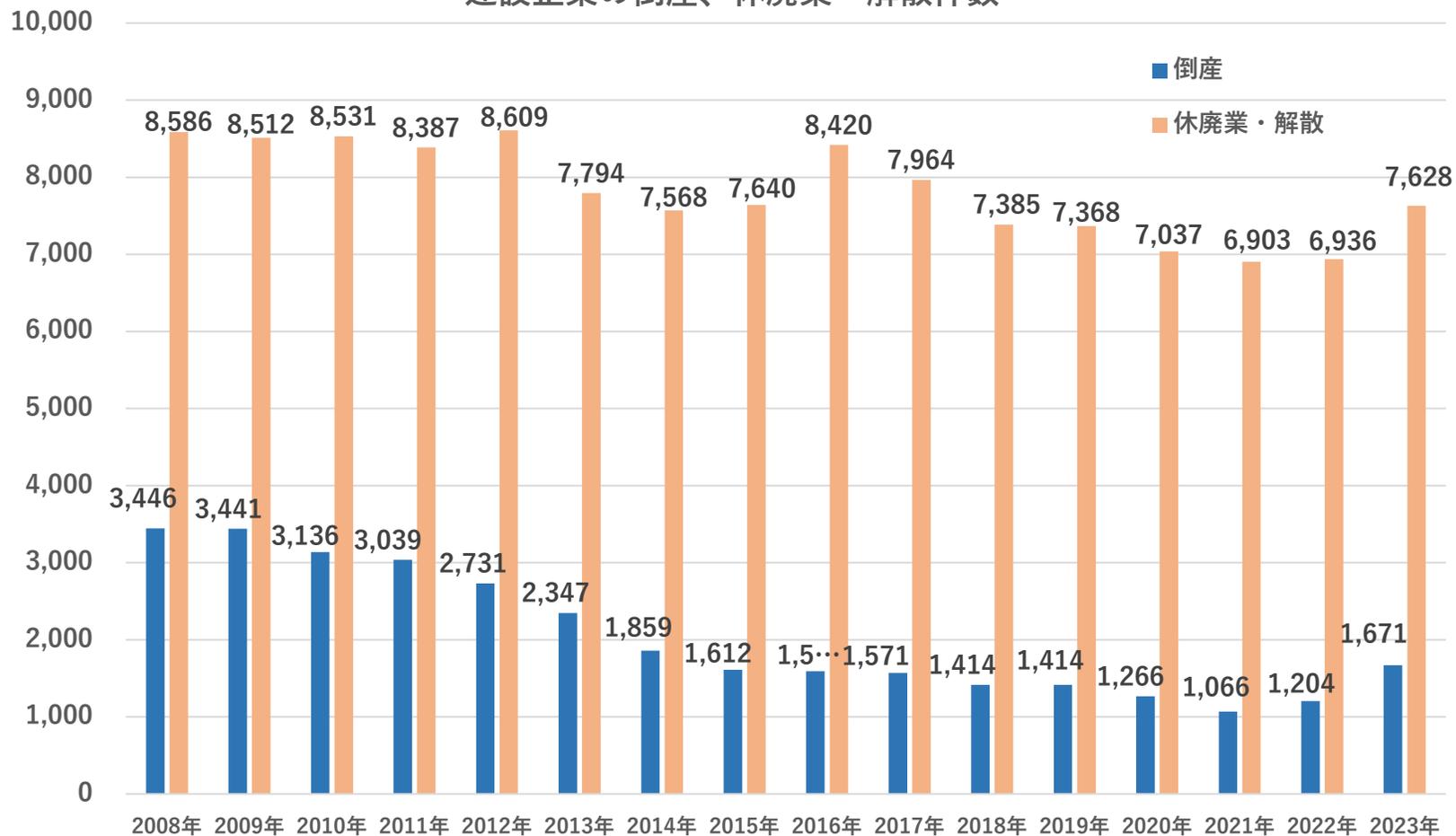
# ① 建設投資・許可業者数・就業者数の推移



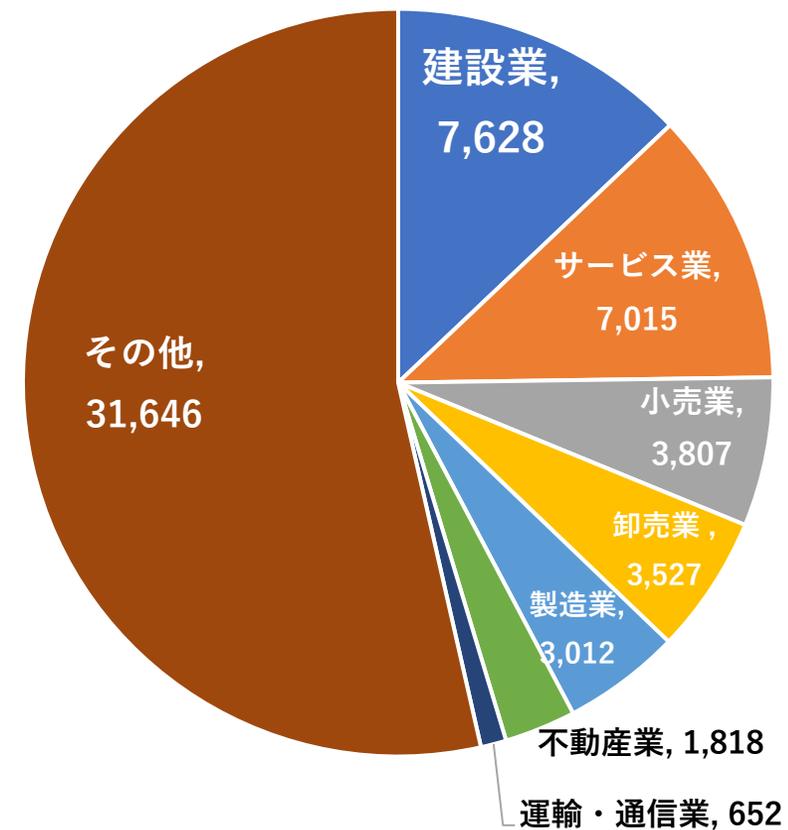
## ② 建設企業の倒産、休廃業・解散の動向

- 建設企業の倒産件数は、長らく減少傾向にあったが、2022年から増加に転じ、2023年は1,671件（前年比+38.8%）であった。
- 休廃業・解散は、近年は減少傾向にあったが、2022年から増加に転じ、2023年は7,628件（前年比+10.0%）であった。

建設企業の倒産、休廃業・解散件数

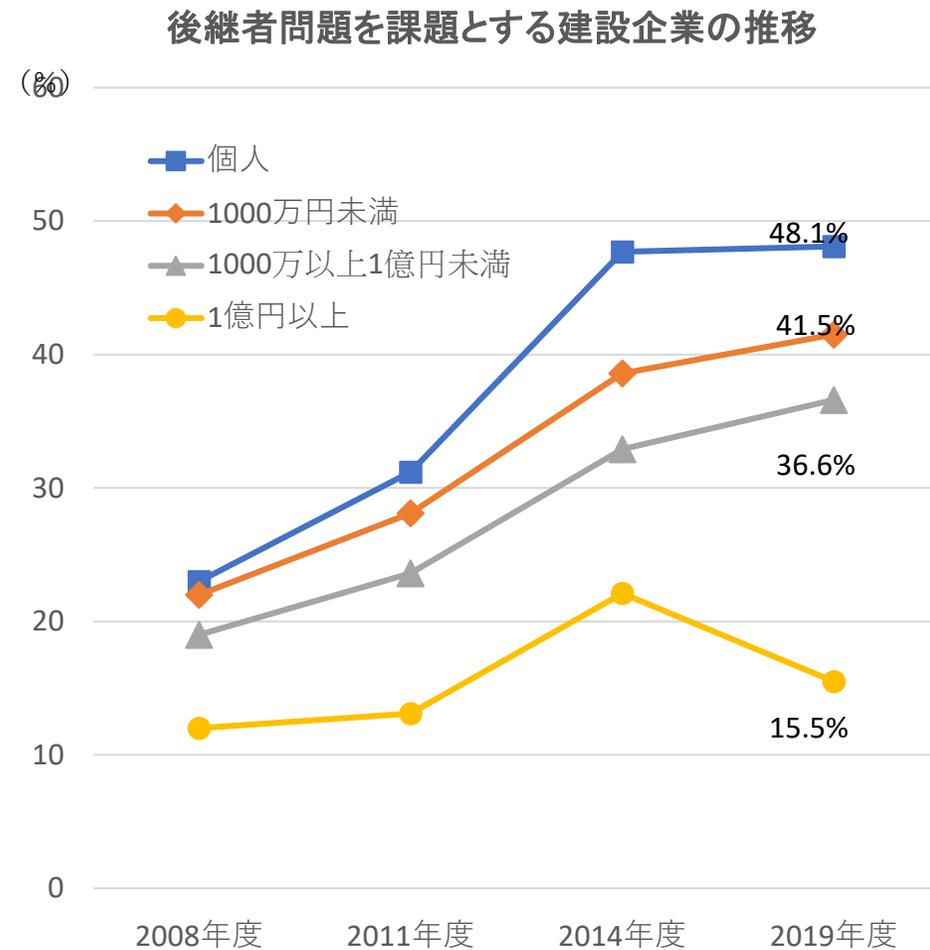
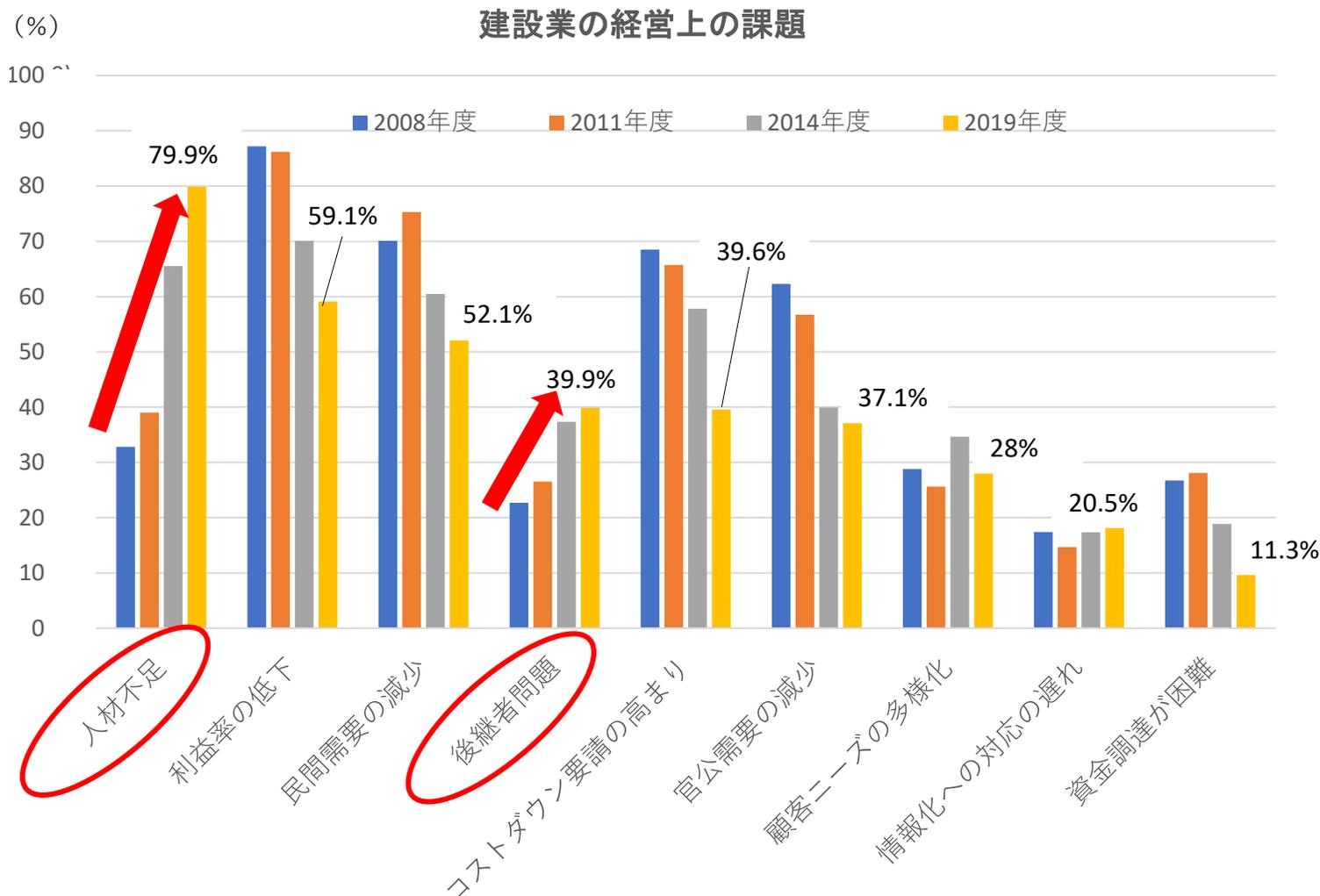


休廃業・解散を行った業種別企業数  
(2023年)



### ③ 建設企業の経営上の課題

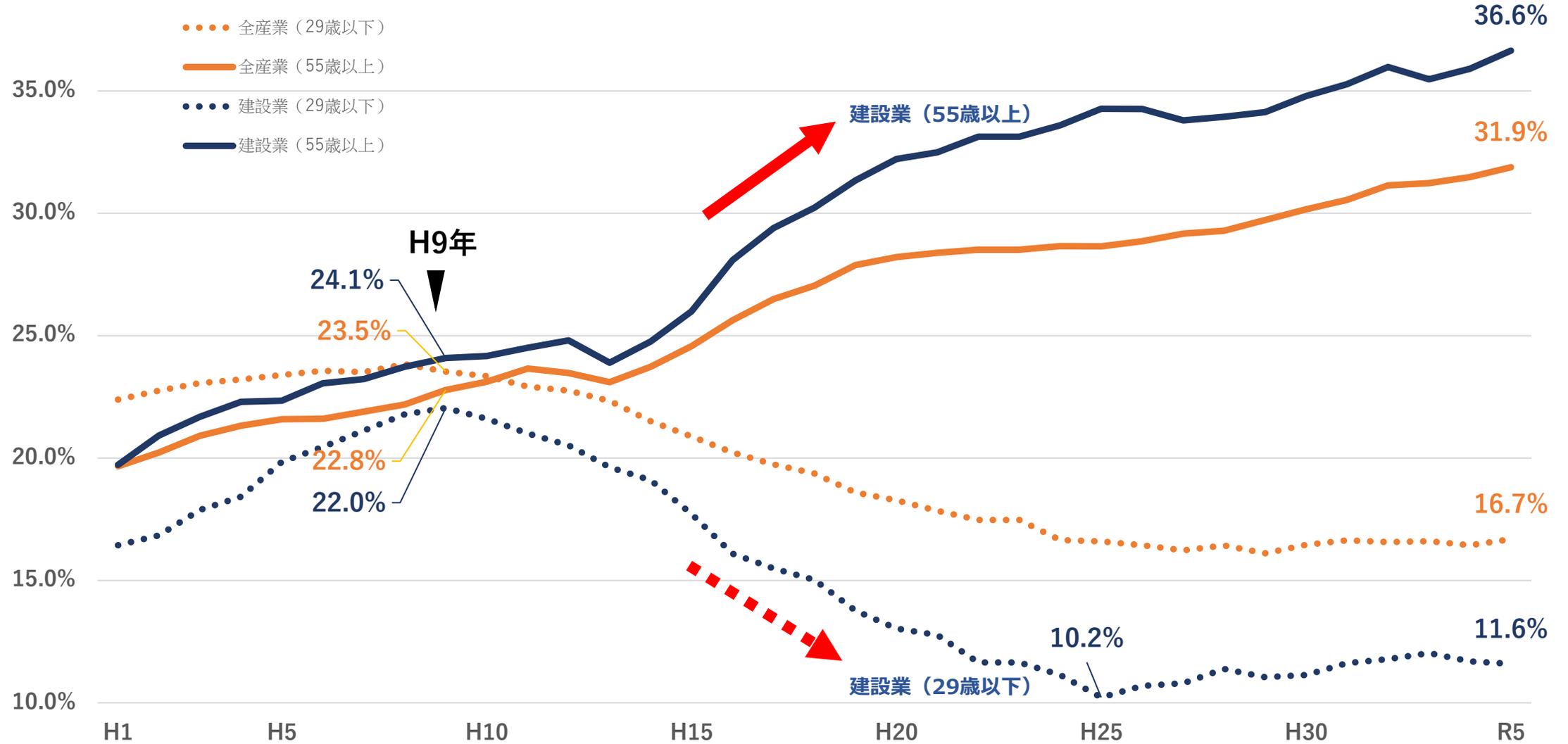
- 利益率やコストダウン要請に関する課題は改善傾向がみられる一方、人手不足や後継者問題を課題と認識する企業の割合が高まっている。
- 特に、小規模な建設企業ほど、後継者問題を課題と認識している割合が高い。



※有効回答数は183,312社（2008年度）、172,909社（2011年度）、171,545社（2014年度）、147,750社（2019年度）

# ④ 建設就業者の高齢化の進行

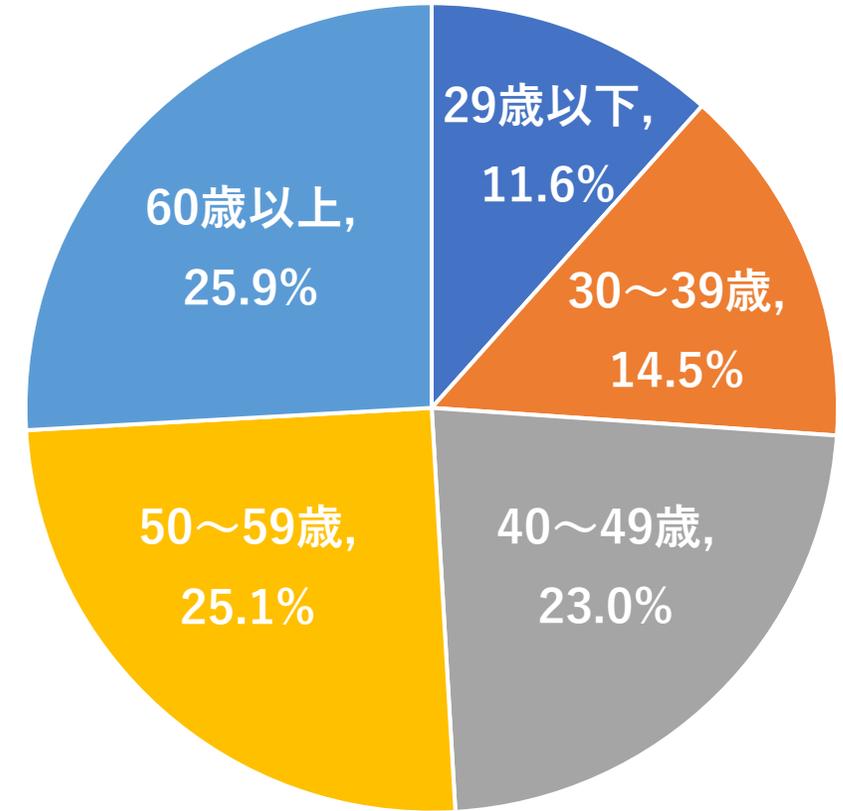
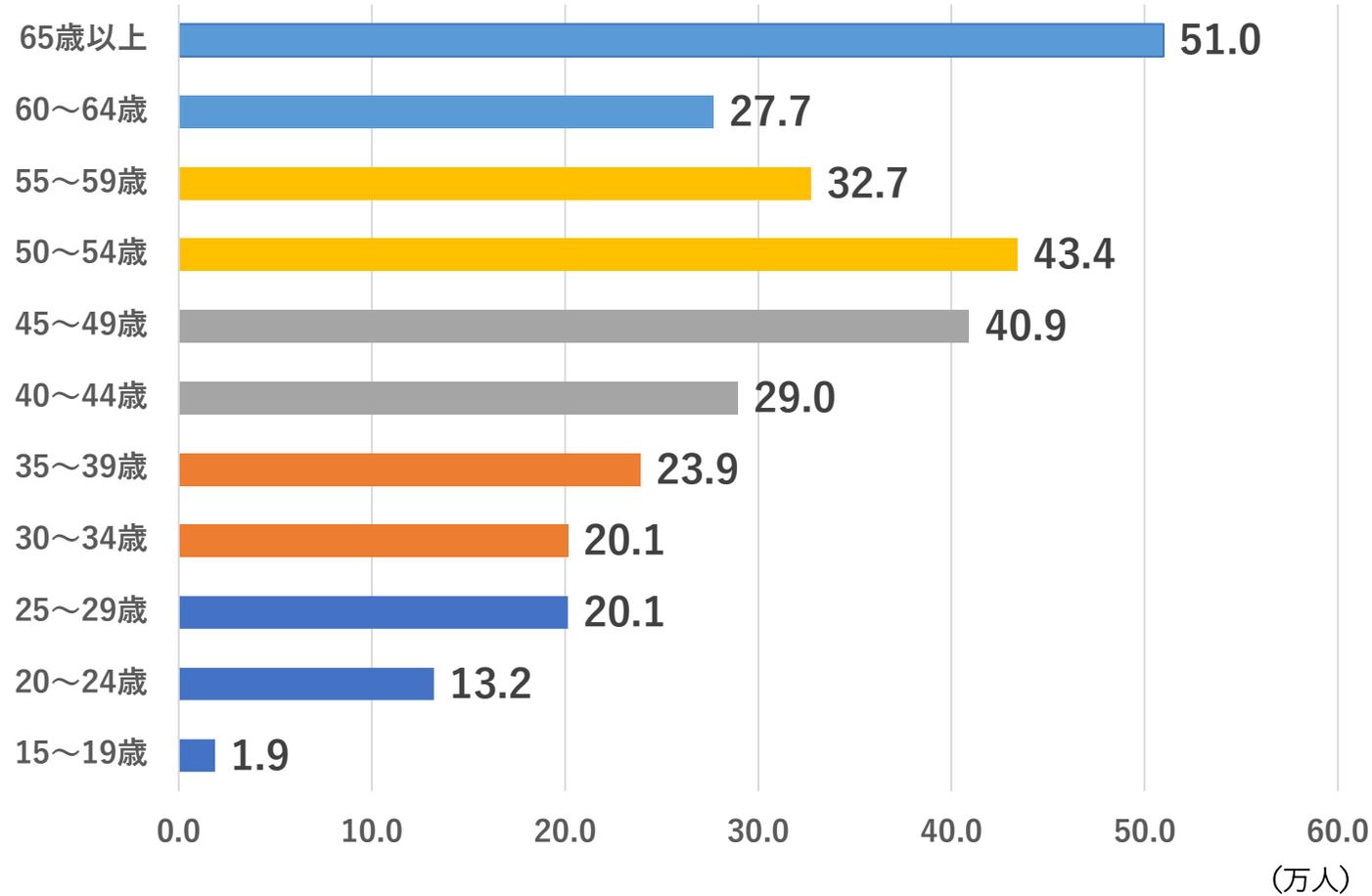
○ 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



※H23については、東日本大震災の影響によるデータの不足があるためH22のデータを代入。

## ⑤ 年齢階層別の建設技能者数

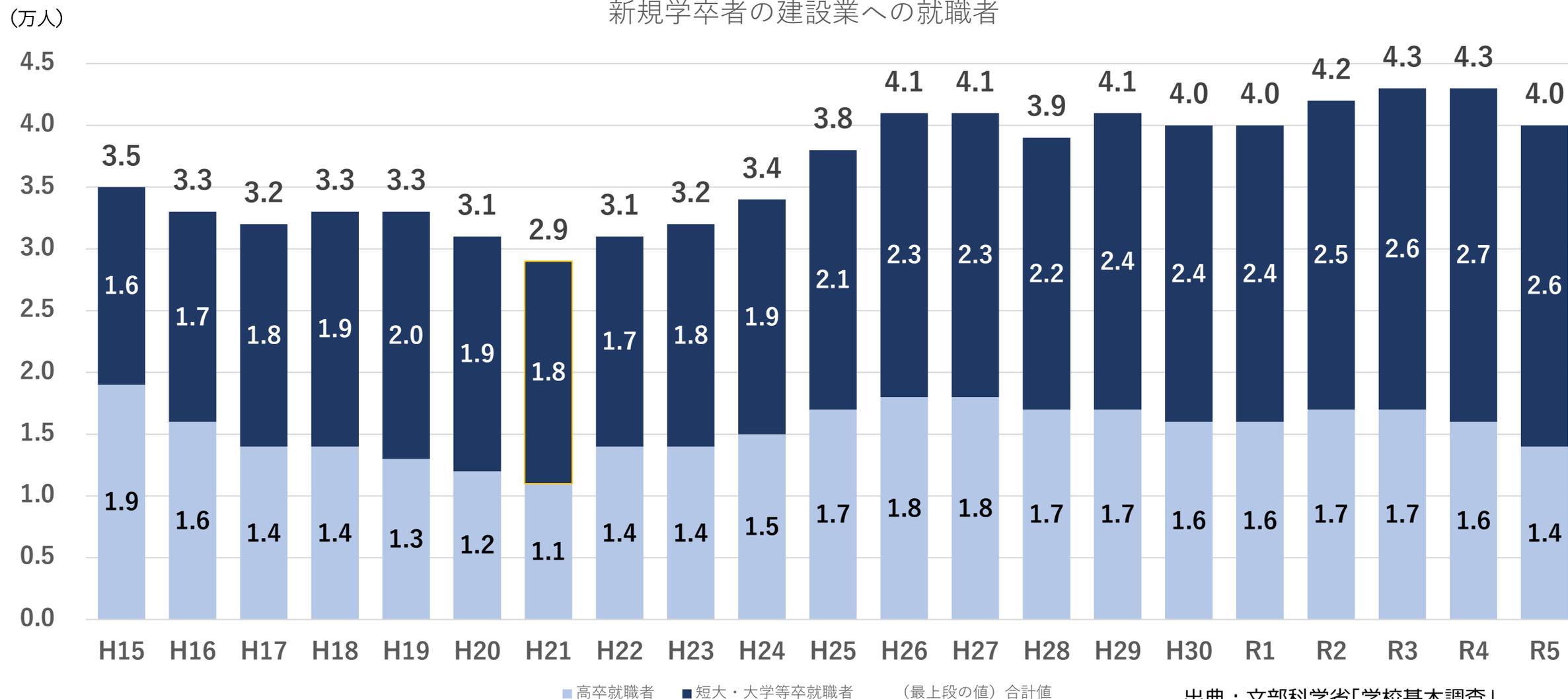
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



## ⑥ 新規学卒者の建設業への就職状況

- 新規学卒者の建設業への就職者数は、平成15年から平成21年は大幅に減少し3万人を切った時期もあったが、最近は回復基調にあり4万人を維持している。
- 令和5年3月新規学卒者は、前年に比べ、高卒就職者、短大・大学等卒就職者数ともに減少した。

新規学卒者の建設業への就職者

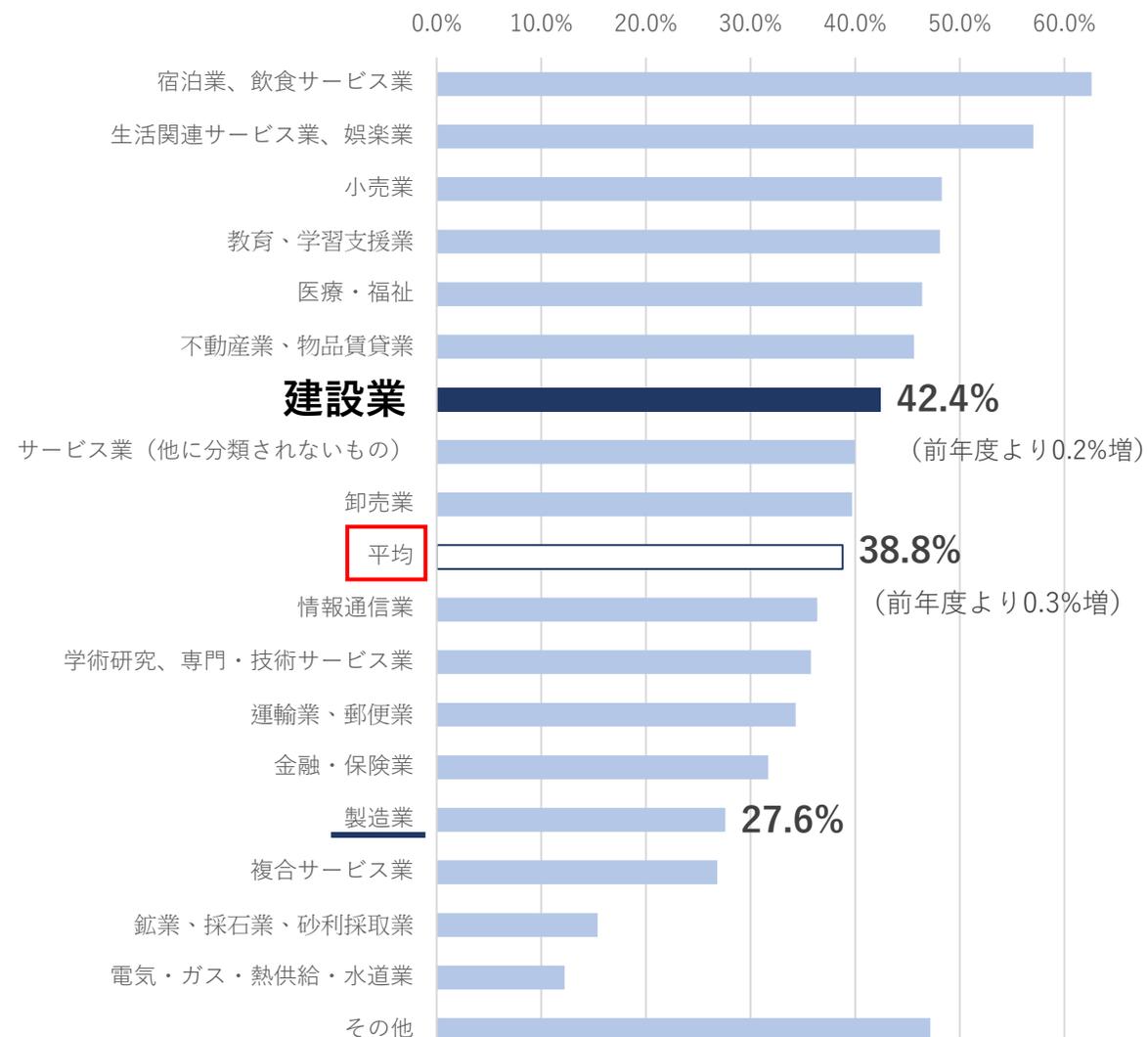
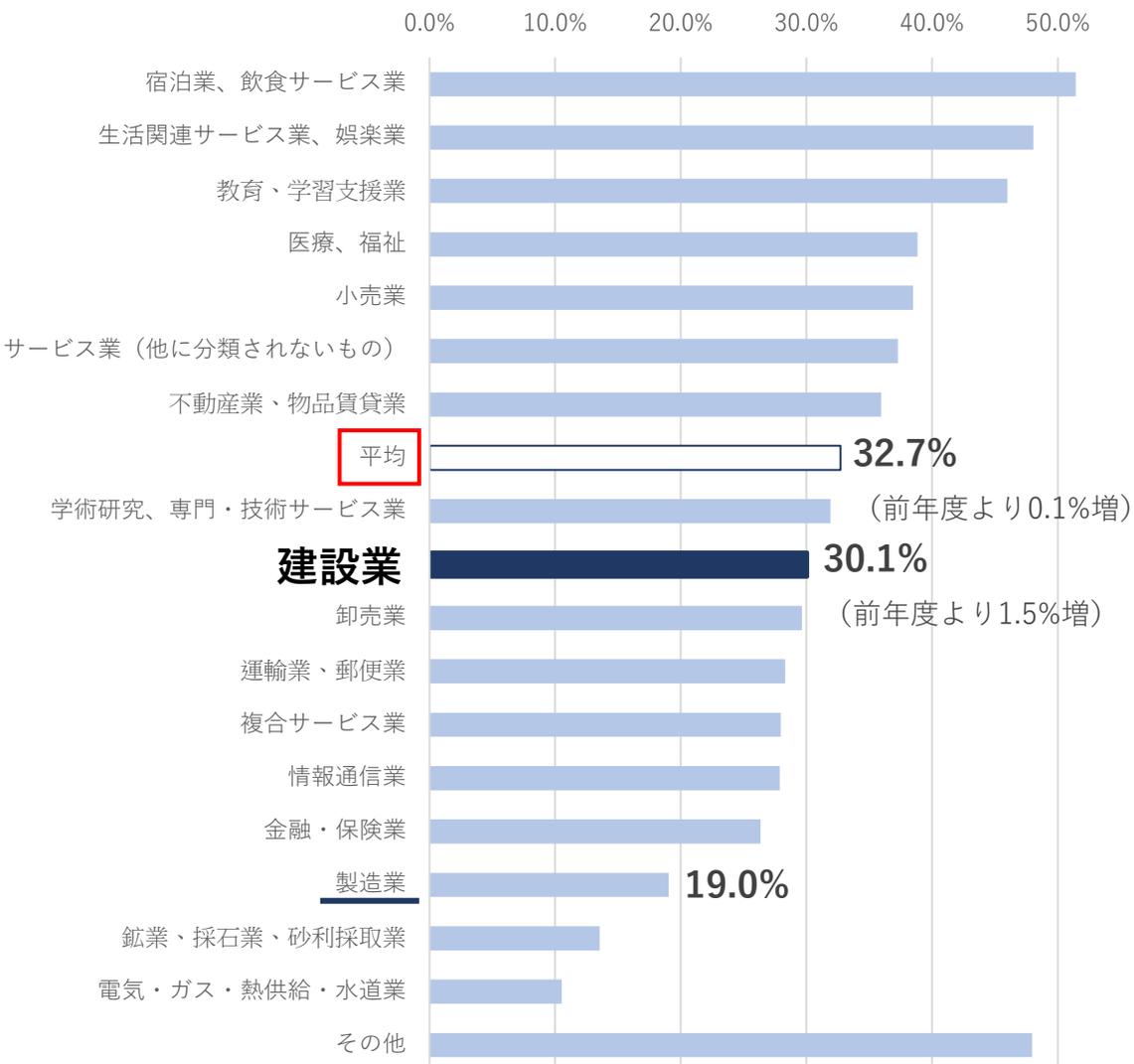


# ⑦ 新規学卒者の3年以内離職率

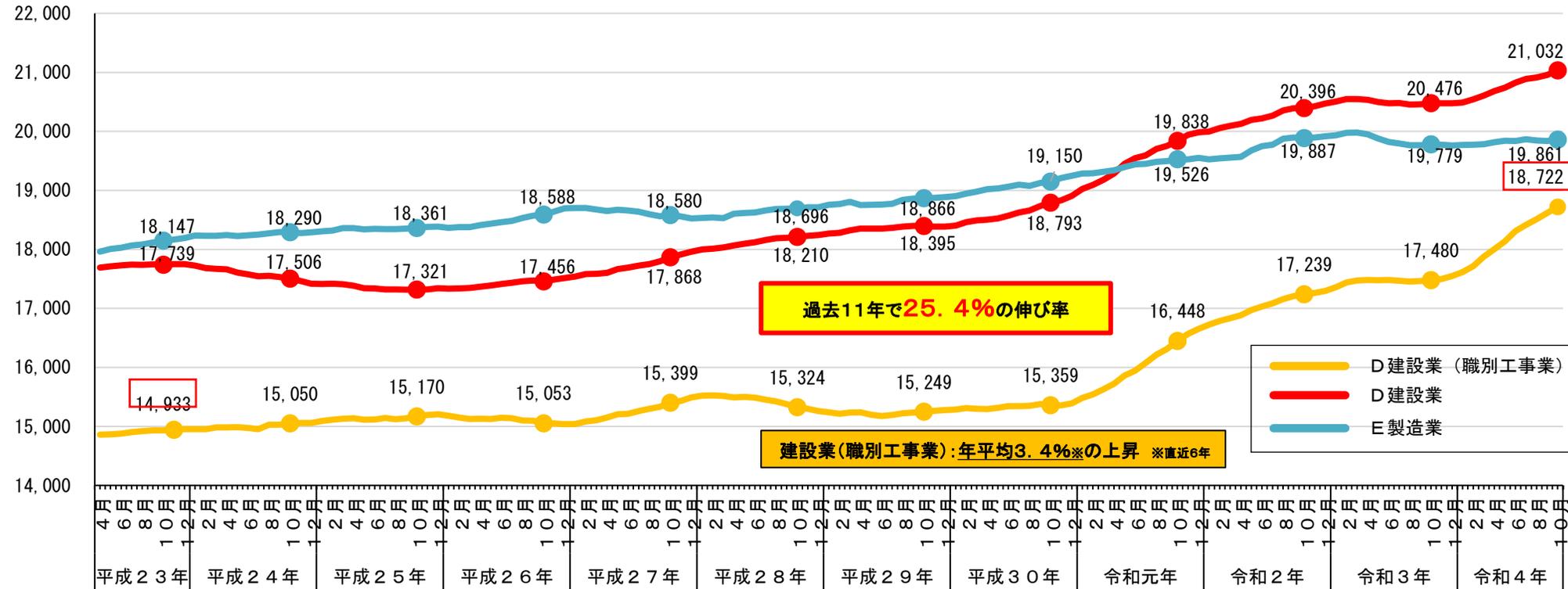
○ 新規学卒者で建設業に就職した者のうち、特に高校を卒業して建設業に就職した者の離職率が高い。

令和2年3月 新規大卒就職者 の就職後3年以内離職率

令和2年3月 新規高卒就職者 の就職後3年以内離職率

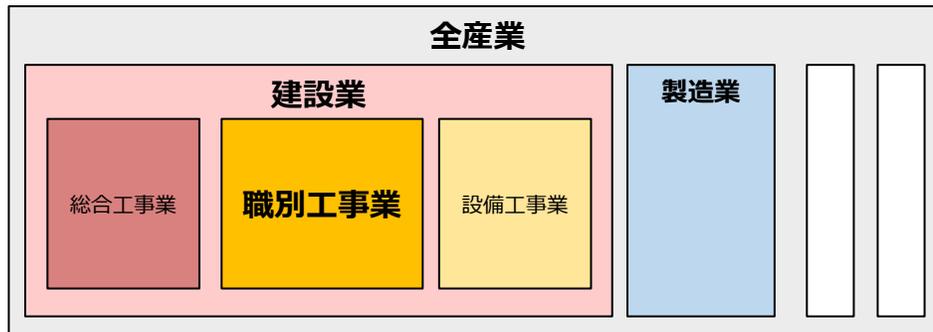


# ⑧ 建設業の一日あたり賃金の推移

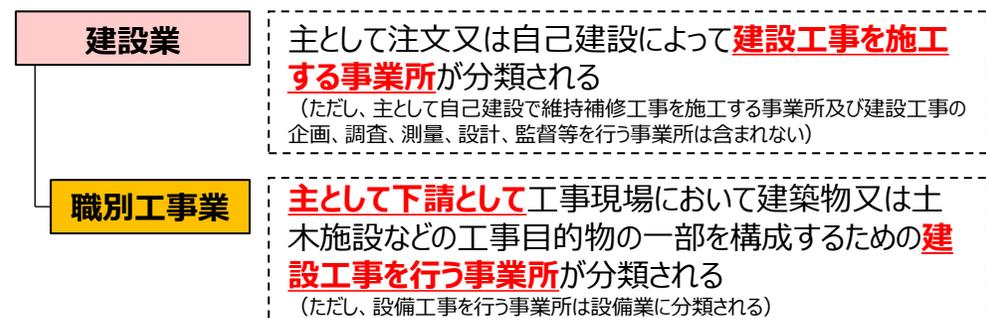


(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

## (産業分類のイメージ)



## (定義)



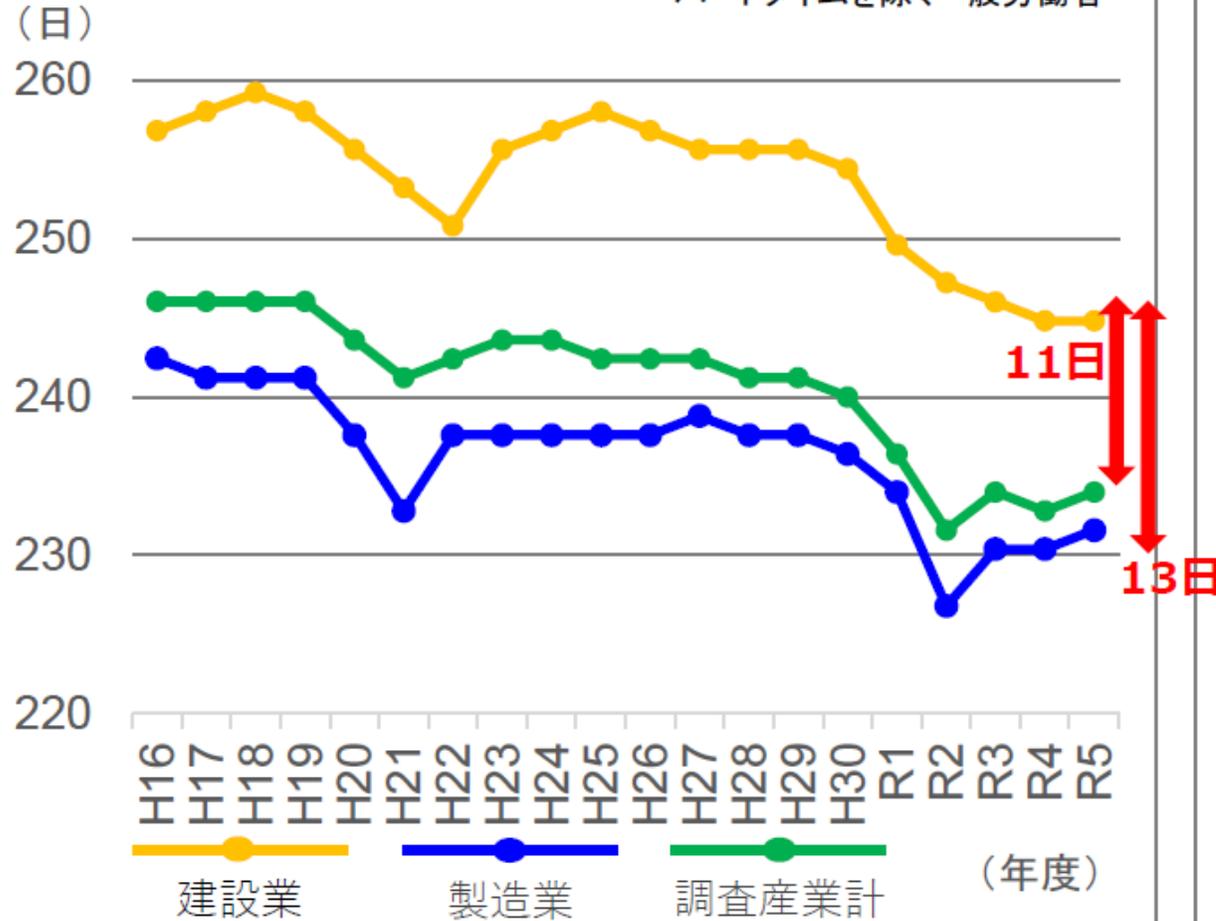
出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より国土交通省作成

# ⑨ 年間出勤日数及び年間実労働時間の推移

○ 建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い

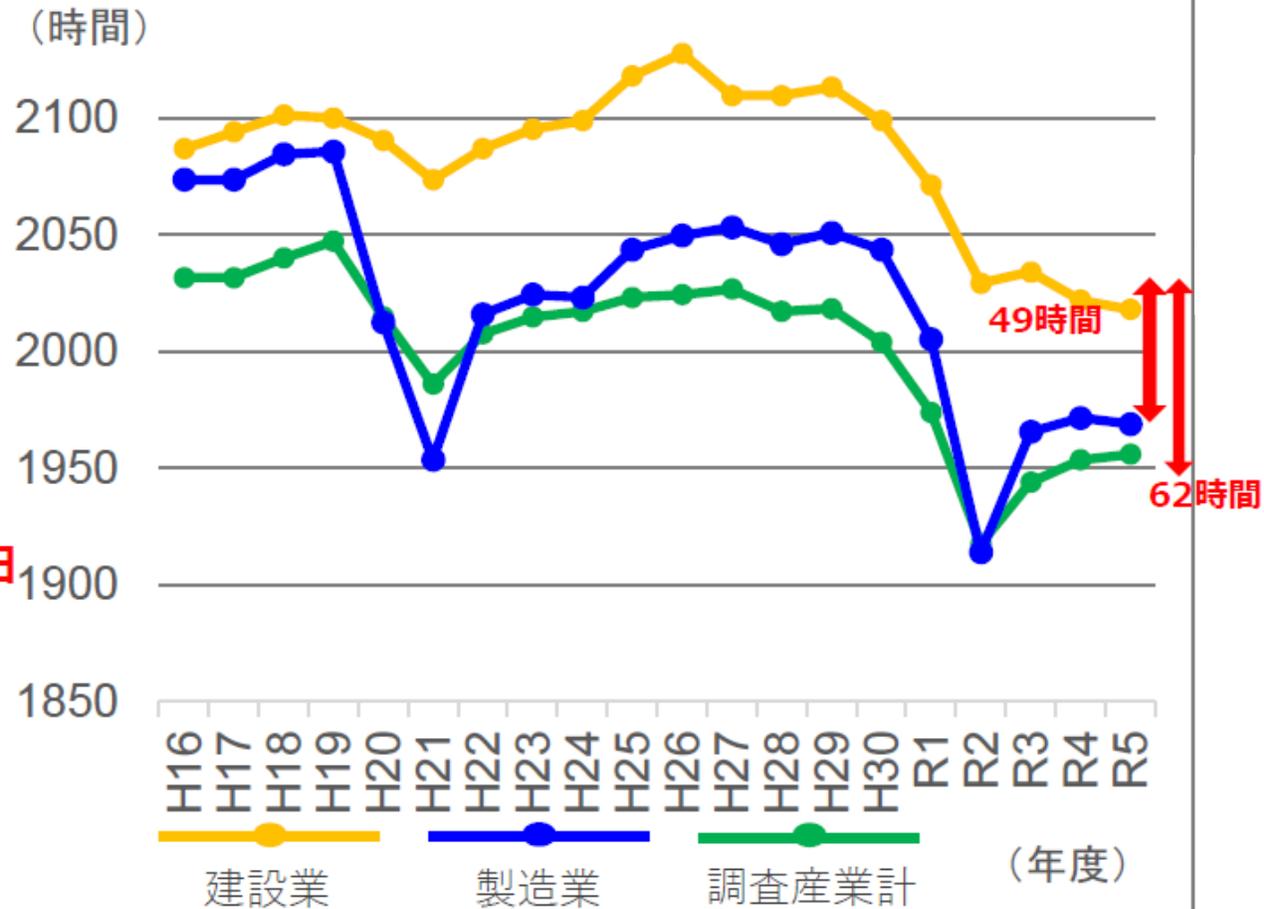
## 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



## 産業別年間実労働時間

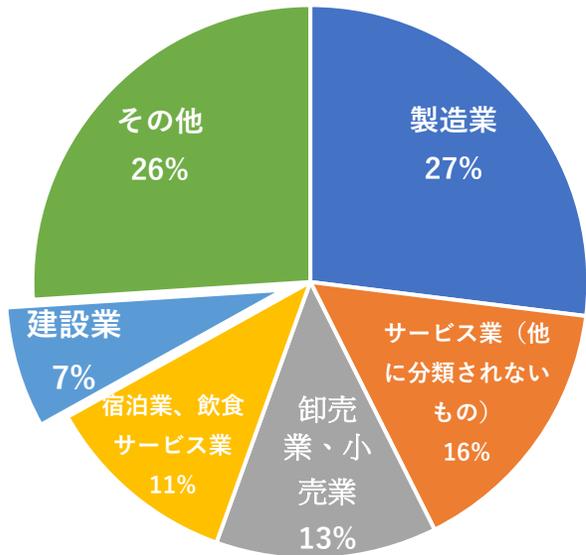
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



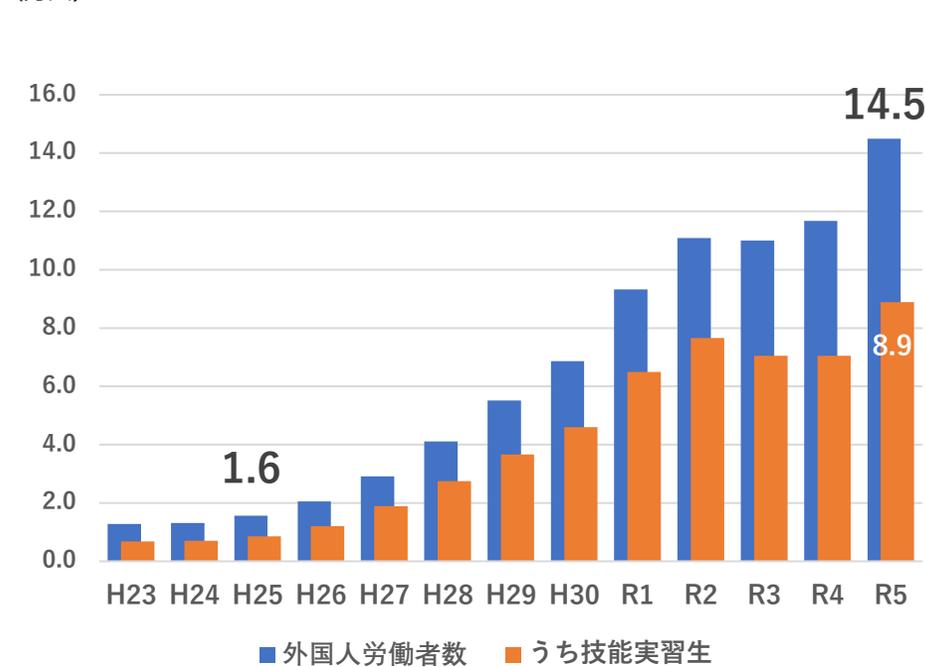
# ⑩ 建設分野における外国人材の受け入れ状況

- 全産業に占める建設業の外国人労働者数の割合は7%程度であるが、建設分野で活躍する外国人の数は、平成25年（2013年）から9倍以上に増加
- 在留資格別では外国人技能実習制度（※1）による技能実習生が最多(R5（2023）年：8.9万人）。
- H31（2019）年から始まった**特定技能制度**（※2）による外国人も年々増加している。

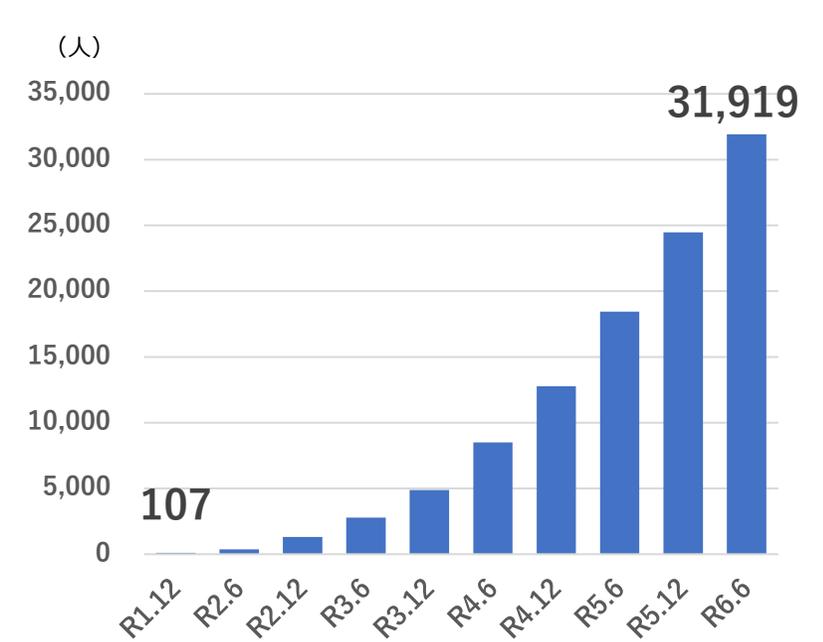
全産業に占める建設業の外国人労働者数の割合（R5年）



建設業における外国人労働者数の推移 (万人)



建設業における特定技能在留外国人数の推移 (人)



※R4.12より特定技能2号外国人を含む

- ※1 我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「**人づくり**」に寄与することを目的として平成5年に創設された制度。
- ※2 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、**一定の専門性・技能を有し「即戦力となる外国人」を受け入れる**ため、平成31年4月から始まった制度。

## I. 建設産業をとりまく現状

### (1) 建設産業の現状

## II. 建設業の「担い手確保」に向けたこれまでの取組

### (1) 「担い手3法」について

(建設業法・入契法・品確法の一体的改正)

### (2) 働き方改革 (長時間労働の是正・休日の確保)

### (3) 処遇改善 (賃金・CCUS・社会保険)

### (4) 生産性の向上 (技術者制度の見直し等)

## III. 持続可能な建設業を目指して

### (1) 第三次・担い手3法について

# 「担い手3法」から見る「現状と課題」

社会の変化		期待される役割	業界の課題		法律	主な改正点	
建設投資の減少	インフラ老朽化	災害からの復旧・復興	将来の担い手の確保	ダンピング受注	建設企業の疲弊、下請へのしわ寄せ	担い手3法 (平成26年改正)	入契法にダンピング対策を規定
					現場技能労働者等の就労環境の悪化		公共入札時に内訳明細書の提出義務化等
災害の激甚化・頻発化	「働き方改革」の推進	地域の守り手としての建設業		生産性向上	長時間労働の常態化	新・担い手3法 (令和元年改正)	許可に係る業種区分に解体工事業を新設
					地方部を中心に事業者減少と後継者難		担い手確保・育成の推進を建設業法に追加
					処遇改善（低賃金と長時間拘束）		中建審による工期に関する基準の作成・勧告
					持続可能な建設業		技士補の新設、現場技術者の規制を合理化
					第三次・担い手3法 (令和6年改正)	建設業許可要件の見直し	
						円滑な事業承継ができる仕組みの構築	
						中建審による「労務費の基準」の作成・勧告	
						労務費確保のため請負契約ルール改正	
						労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化	
						現場技術者に係る専任義務の合理化	

# (1) 新・担い手3法（建設業法・入契法・品確法の一体的改正）【令和元年6月成立】

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

### ○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

### ○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

### ○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

### ○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

### ○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

## 働き方改革の推進

### ○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

### ○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

## 生産性向上への取組

### ○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

## 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

## I. 建設産業をとりまく現状

### (1) 建設産業の現状

## II. 建設業の「担い手確保」に向けたこれまでの取組

### (1) 「担い手3法」について

(建設業法・入契法・品確法の一体的改正)

### (2) 働き方改革 (長時間労働の是正・休日の確保)

### (3) 処遇改善 (賃金・CCUS・社会保険)

### (4) 生産性の向上 (技術者制度の見直し等)

① 工期の適正化等

② 適正な工期の設定

③ 適正な工期設定等による働き方改革の  
推進に関する調査の結果

④ 罰則付き時間外労働規制に対する  
国土交通省の取組

## III. 持続可能な建設業を目指して

### (1) 第三次・担い手3法について

# ① 工期の適正化等（建設業法、同法施行令、同法施行規則の改正） 【令和元年6月成立】

(1) 工期に関する基準 …… 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成して、その実施を勧告する。

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者と受注者が考慮すべき事項の集合体  
(例) 自然要因、休日、イベント、労働・安全衛生

【判断要素(例)】

- 「工期に関する基準」を踏まえているか
- 過去の同種類似工事の工期と比べてどうか
- 下請が見積書で示した工期と比べてどうか

↓  
下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態になっていないか

(2) 著しく短い工期の禁止

注文者 (※) は、著しく短い工期 (= 施工するために通常必要と認められる期間と比べて著しく短い工期) による請負契約を締結してはならない。

(※) 「注文者」とは、発注者のほか、「元請～一次下請」間の契約における元請や、「一次下請～二次下請」間の契約における一次下請など、建設工事の施工を他者に請け負わせた者をいう。

(3) 著しく短い工期で請負契約を締結した発注者に対する勧告・公表等

発注者が著しく短い工期の禁止に違反した場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は必要な勧告をすることができる (少額 (※) の工事を除く)。

発注者が勧告に従わないときは、国土交通大臣又は都道府県知事はその旨を公表することができる。

(※) 500万円 (建築一式は1,500万円) 未満

(4) 工事の工程ごとの作業や準備に必要な日数を含む見積り

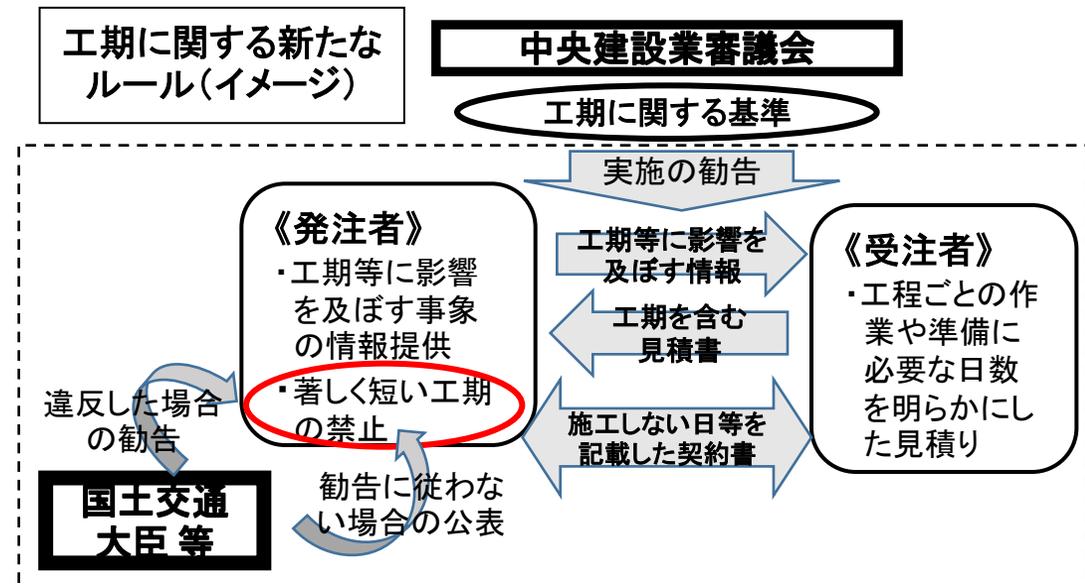
建設業者は、請負契約を締結する際の見積りについて、工事の経費の内訳に加えて、工事の工程ごとの作業やその準備に必要な日数を明らかにして行うように努めなければならない。

(5) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

注文者は、工事の工期や請負代金額に影響を及ぼす事象 (例：地盤の沈下、地下埋設物による土壌汚染、騒音、振動) が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して必要な情報を提供しなければならない。

(6) 工事を施工しない日や時間帯についての契約書面化

請負契約の当事者は、契約書面において、工事内容や請負代金額、工事着手の時期や工事完成の時期等に加えて、工事を施工しない日や時間帯を定めるときにはその内容を記載しなければならない。 → 見積条件の内容提示の対象にも追加



## ② 適正な工期の設定

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、工期に関する基準を作成・勧告（令和2年7月）。
- 直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮するとともに、その場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

### 工期に関する基準

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

#### 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

##### ・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保できるようにしていくことが重要である。

### 公共工事に関する取組

- 直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大。  
国交省直轄工事では令和5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施。

### 民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施。
- 民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

出典：  
国土交通省資料

### ③ 適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査の結果 【令和6年8月公表】

国土交通省では、建設業の働き方改革を推進するにあたって、特に民間工事における取組を強化していくこととしており、令和3年度から、工期設定等の実態について調査を行う「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」を実施

#### 主な調査結果

- 建設企業が、妥当だと思ふ現場閉所率は「4週8閉所」が最多であるが、実際の現場閉所率は「4週6閉所」が最も多い
- 工期設定の際、注文者との「協議を通し、要望が受け入れられた」とする回答は、前年度より増加
- 工期不足への対応策としては、「休日出勤」、「作業員の増員」、「早出・残業」が多いが、作業効率化による対応は年々増加傾向にある
- 技能者に比べ、技術者の方が残業時間が長い傾向にある

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

## 直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

### ① 週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

### ② 月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- ・工期設定の指針等を見直し
- ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
- ・新たな経費補正措置の立案を検討
- ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点  
※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（管轄工事、港湾空港除く）  
※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

## 民間発注者 周知・注意喚起

### 幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について **経済団体本部(経団連等)での講演等**による周知
- ・**地域経済団体(商工会議所等)**へ働きかけ

## 建設業団体 周知・注意喚起

### 幅広い周知の実施

- ・**労基法に対する懸念点等**についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・**週休2日に向けた取組の好事例集**の作成、周知

### <会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

### <モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携

- ・調査対象：発注者・元請業者

## 地方公共団体 直接的な働きかけ

### 週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において **各地方公共団体に対して直接働きかけ**
- ・**市町村議会に対する働きかけ**

## 一般国民 周知活動による働きかけ

### 【厚労省と連携】

### PR動画のWebCMでの放送のほか、特設サイトや広報ポスターによる周知

#### 【動画掲載先】

- はたらきかたスメ特設サイト  
URL: <https://hatarakikatatasusume.mhlw.go.jp/>
- 厚生労働省YouTube  
URL (30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>  
URL (3分20秒) : [https://www.youtube.com/watch?v=H\\_7\\_PLvJuNU](https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU)

働き方改革推進に係る広報ポスター→



出典：  
国土交通省資料

## I. 建設産業をとりまく現状

### (1) 建設産業の現状

## II. 建設業の「担い手確保」に向けたこれまでの取組

### (1) 「担い手3法」について

(建設業法・入契法・品確法の一体的改正)

### (2) 働き方改革 (長時間労働の是正・休日の確保)

### (3) 処遇改善 (賃金・CCUS・社会保険)

### (4) 生産性の向上 (技術者制度の見直し等)

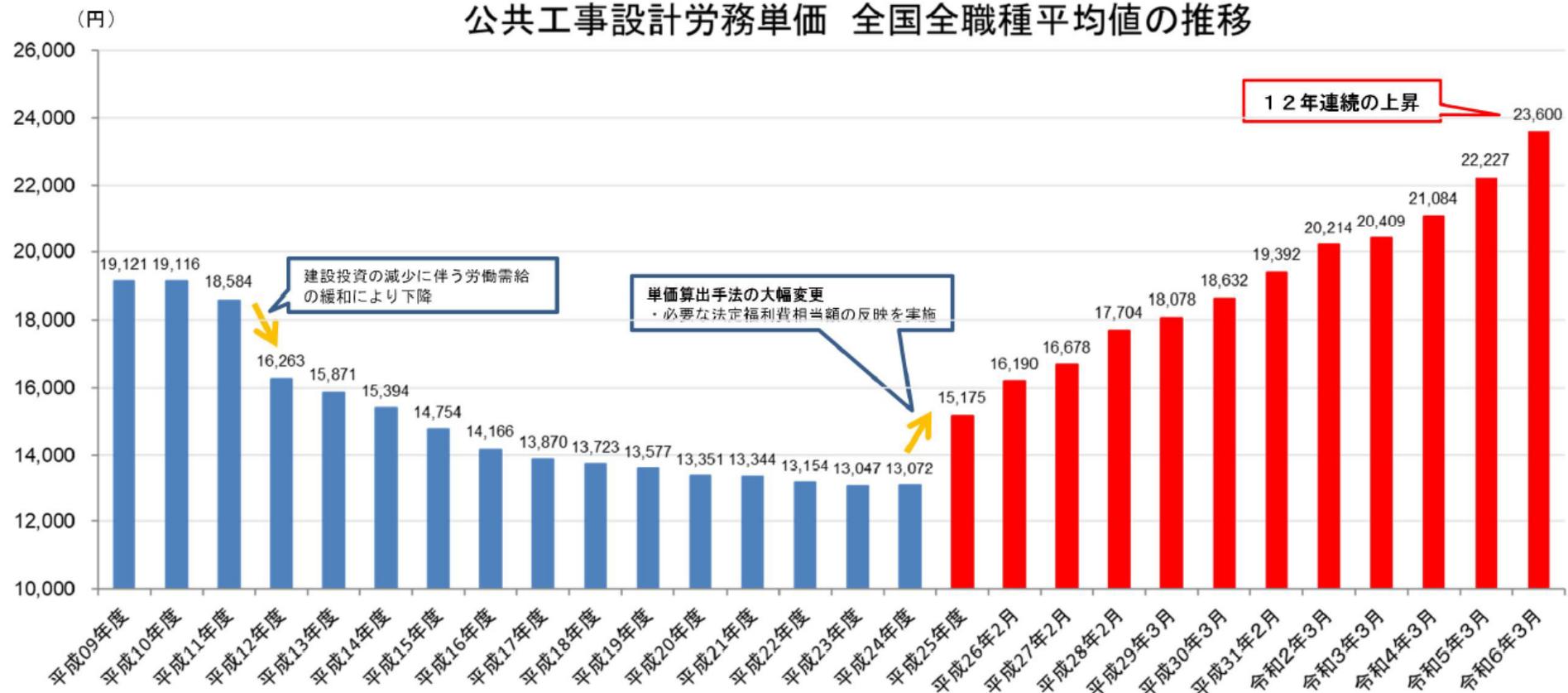
## III. 持続可能な建設業を目指して

### (1) 第三次・担い手3法について

- ① 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価
- ② 建設キャリアアップシステム (CCUS) の概要
- ③ 建設キャリアアップシステムの利用状況
- ④ 建設キャリアアップシステムレベル別年収の概要
- ⑤ 建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画 (概要)
- ⑥ 建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画 (ロードマップ)
- ⑦ 社会保険加入対策
- ⑧ 社会保険の加入状況調査

# ① 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

○ 全国全職種単純平均で前年度比5.9%引き上げられ、単価の平均値は12年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

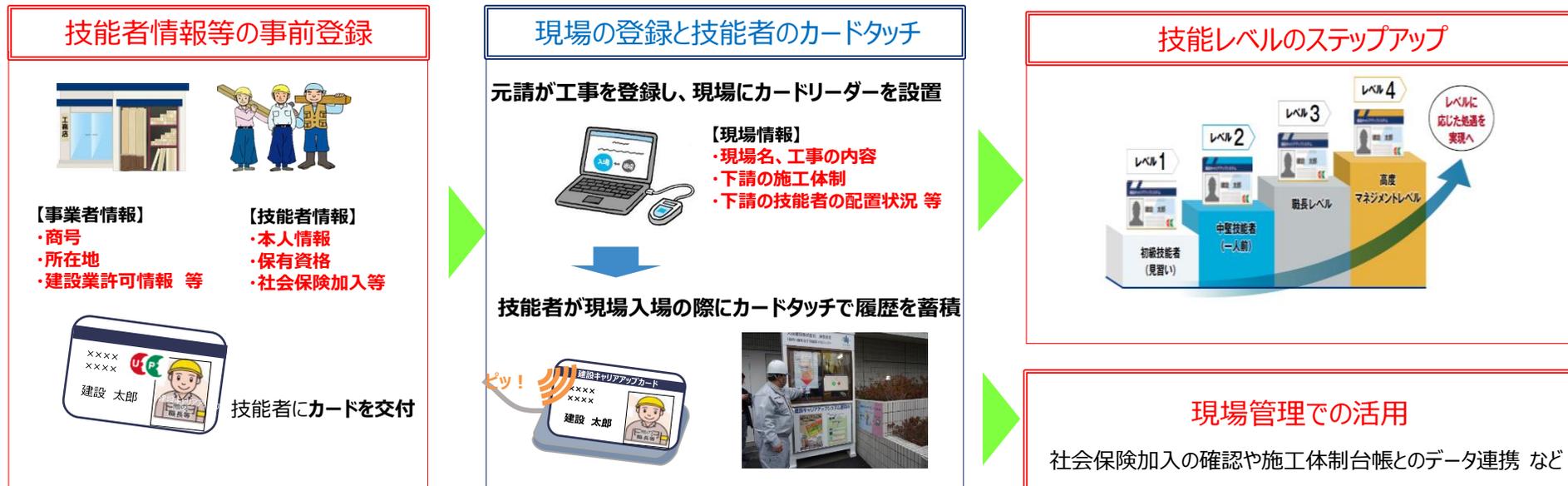
注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。  
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

出典：国土交通省資料

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

### <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



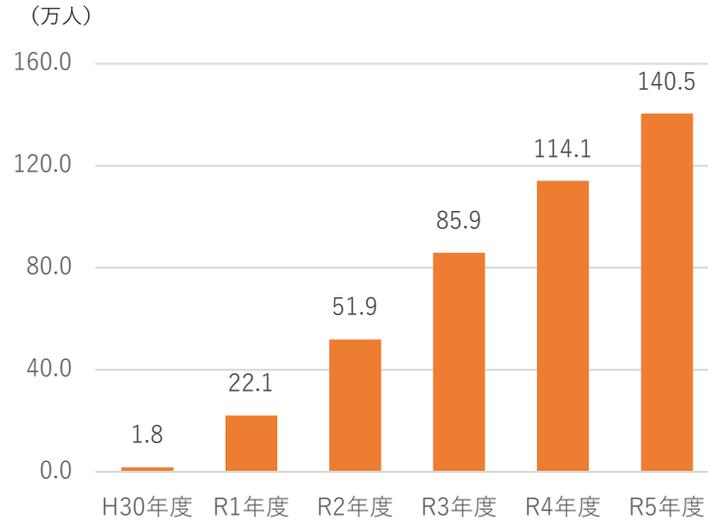
- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
  - ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）
- 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

出典：  
国土交通省資料

### ③ 建設キャリアアップシステムの利用状況（2024年3月末）

技能者登録数  
(累計)

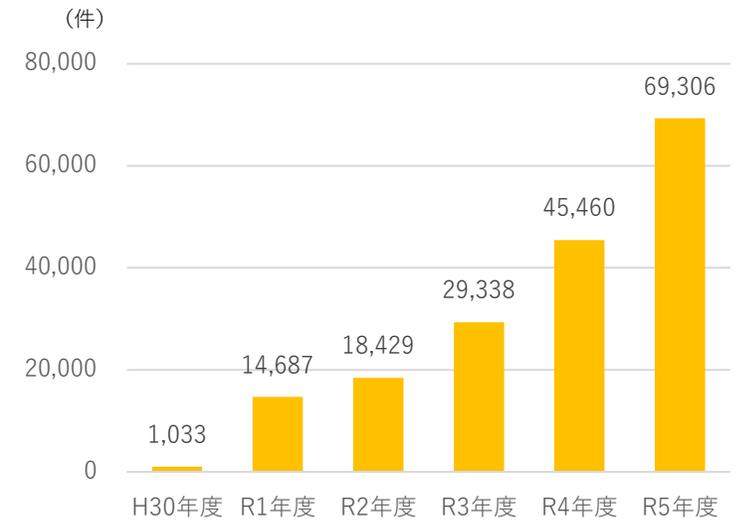
約**140万人**が登録



※数字は各年度末のもの

新規登録  
(現場数)

R5年度は  
約**7万**の  
新規現場が登録



※数字は各年度末のもの

事業者登録数  
(累計)

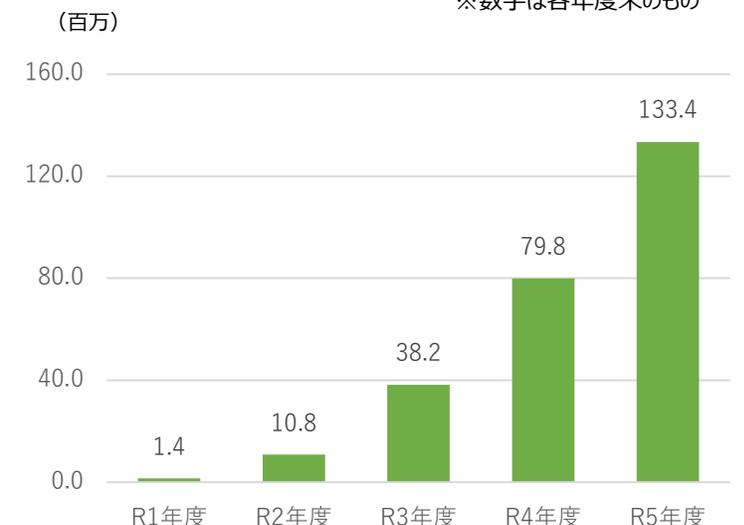
約**26万**の  
事業者が登録



※数字は各年度末のもの

就業履歴数  
(累計)

累積就業履歴  
数は**1億3千万**  
を突破



※数字は各年度末のもの

## ④ CCUS レベル別年収の概要

- ◎ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎ レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

### 全国（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000 円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000 円

### 分野別でのレベル別年収の試算例

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

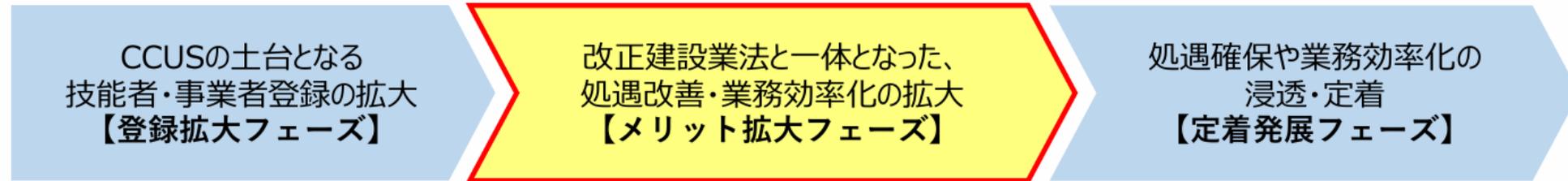
出典：  
国土交通省資料

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成  
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）  
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）  
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

## ⑤ CCUS利用拡大に向けた3か年計画案（概要）

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

### ● 今回の「3か年計画」の位置づけ



### 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

### 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

### 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

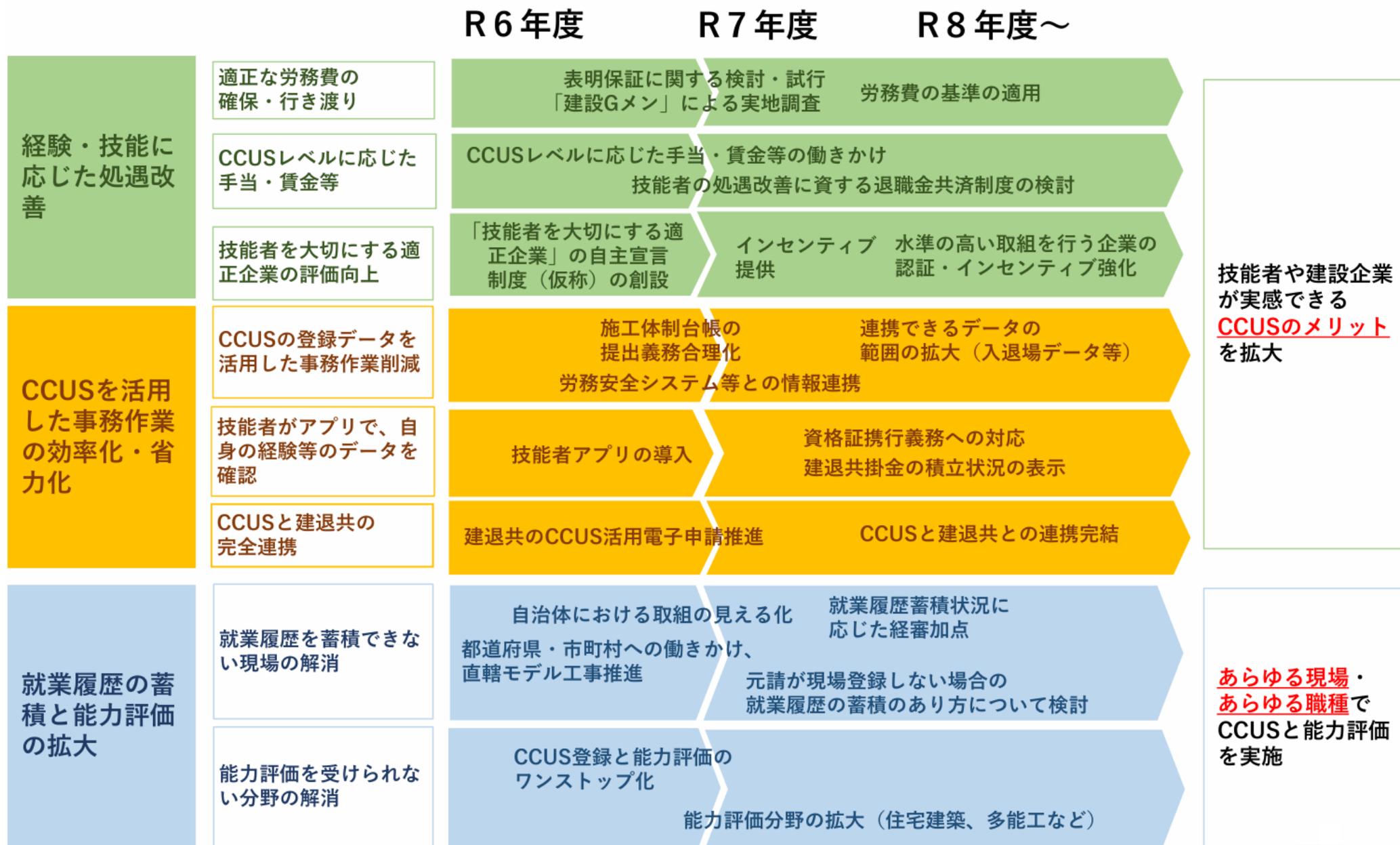
- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

出典：  
国土交通省資料

**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

# ⑥ CCUS利用拡大に向けた3か年計画案 (ロードマップ)



出典：  
国土交通省資料

## 中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
  - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
  - ・実施後5年(H29年度)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有**
  - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

### 2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7~)
  - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7~)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4~)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11~)
  - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
  - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
  - ・未加入の企業は保険担当部局に通報
- 許可要件化 (R2.10~)
  - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

### 3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8~段階的に実施)
  - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4~)
  - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10~)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
  - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
  - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

### 4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1~)

### 5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11~)
  - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
  - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
  - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
  - ・令和4年4月より働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の実態の適切性の確認を強化

### 6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4~)
  - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
  - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9~)
  - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6~)
  - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
  - ・標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を再度要請(R3.12~)
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
  - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9~)

### 7. その他

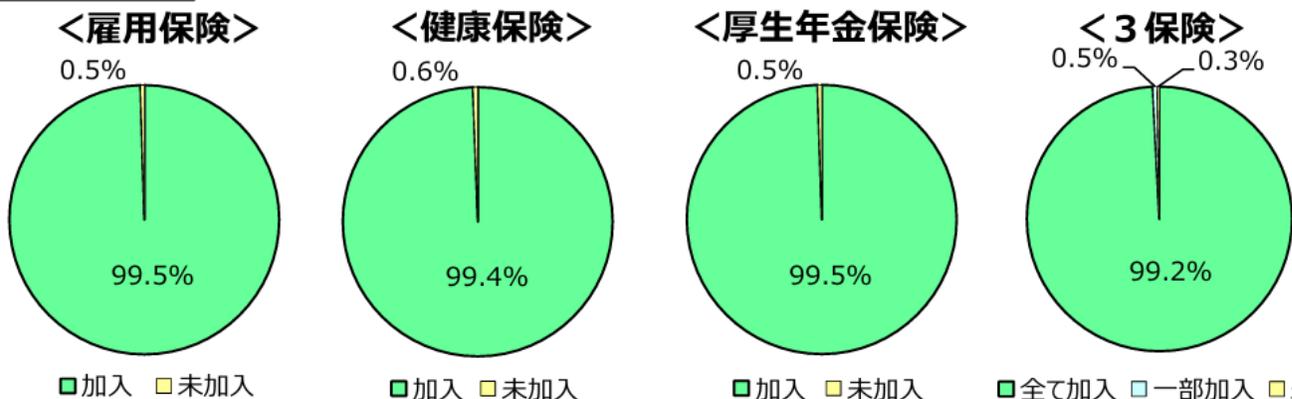
- 周知・啓発・相談体制の充実等
  - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7~)
  - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7~R元)、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1~)

# ⑧ 社会保険加入状況調査

- 公共事業労務費調査（令和5年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
  - ・ 企業単位の加入率は、**雇用保険、厚生年金保険では100%\***、**健康保険では99%\***となっています。
  - ・ 労働者単位の加入率は、**雇用保険、健康保険、厚生年金保険ともに95%\*** となっています。

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

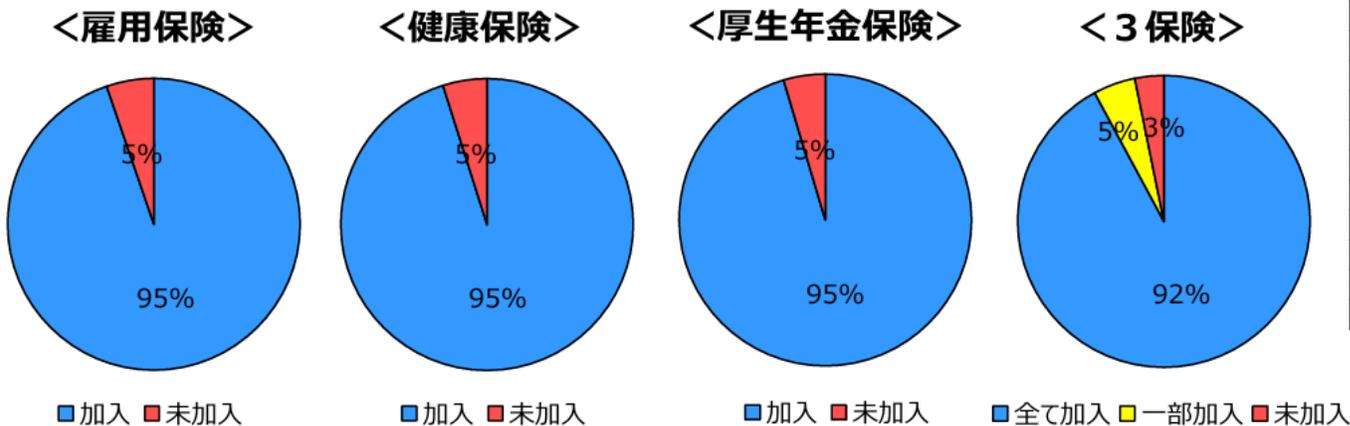
## 企業単位



## 企業単位・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%
R04.10	100%	100%	100%	100%
R05.10	100%	99%	100%	99%

## 労働者単位



## 労働者単位・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%
R04.10	94%	94%	95%	91%
R05.10	95%	95%	95%	92%

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

※ 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降これらのケースを除き、加入率を算出している

出典：国土交通省資料

## I. 建設産業をとりまく現状

### (1) 建設産業の現状

## II. 建設業の「担い手確保」に向けたこれまでの取組

### (1) 「担い手3法」について

(建設業法・入契法・品確法の一体的改正)

### (2) 働き方改革 (長時間労働の是正・休日の確保)

### (3) 処遇改善 (賃金・CCUS・社会保険)

### (4) 生産性の向上 (技術者制度の見直し等)

① 近年の技術者制度の主な改正

② 技術検定制度の見直し【R3年4月施行】

③ 実務経験による技術者要件の見直し【R5年7月施行】

④ 技術検定の受験資格の見直し【R6年4月施行】

⑤ 建設業法施行令の改正による金額要件の見直し【R7年2月施行】

⑥ 現場技術者の専任を要する請負代金額の見直し【R7年2月施行】

⑦ 企業集団制度の合理化【R6年4月施行】

## III. 持続可能な建設業を目指して

### (1) 第三次・担い手3法について

# ① 近年の技術者制度の主な改正

事項	施行	主な関係条文等	改正概要
<b>優秀な技術者の確保（技術者を増やす、なりやすくする制度改正）</b>			
② 技術検定制度の見直し （技士補の新設）	R3.4～	法27条	学科試験、実地試験だったものを第一次検定と第二次検定にし、第一次検定合格者に「技士補」の称号を付与
③ 実務経験による技術者資格要件の見直し	R5.7～	施行規則7条の3	一部の業種を除き、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等とみなし、第一次検定合格後に一定期間の実務経験を有する者が当該専任技術者配置できることとした
④ 技術検定の受験資格の見直し （実務経験年数の短縮）	R6.4～	施工技術検定規則4条、5条	第一次検定の受験資格の要件を年齢のみとし、第二次検定の受験資格も簡略化、多様化
<b>技術者の効率的活用の促進（技術者の配置をしやすくする制度改正）</b>			
主任技術者の配置義務の合理化 （専門工事一括管理施工制度）	R2.10～	法26条の3	一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は、下請の主任技術者の配置を不要に
	R7.2～	施行令30条2項	下請代金額の上限を4,000万円 から 4,500万円に
監理技術者講習の有効期間の見直し	R3.1～	施行規則17条の19	有効期限の起算点を、受講日の翌年度の1月1日に後ろ倒し
⑤ 監理技術者設置金額の変更	R7.2～	施行令2条	下請代金額の下限を4,500万円(建築一式は7,000万) から 5,000万円(建築一式は8,000万)に
⑥ 現場専任が必要な金額の変更	R7.2～	施行令27条1項	請負代金額の下限を4,000万円(建築一式は8,000万) から 4,500万円(建築一式は9,000万)に
<b>現場技術者の専任義務の合理化</b>			
特例監理技術者	R2.10～	法26条3項	監理技術者補佐（技士補）を専任で置く場合、元請の監理技術者は、2つの現場の兼任が可能に
現場技術者の専任義務の合理化	R6.12～	法26条3項	生産性向上のためICTを活用し、現場技術者の専任義務を合理化
営業所技術者の専任義務の合理化	R6.12～	法26条の5	生産性向上のためICTを活用し、営業所技術者の専任義務を合理化
⑦ 企業集団制度の合理化	R6.4～	通達(R6.3.26国不建技第291号)	現場技術者として配置する企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化

- ・ 監理技術者制度運用マニュアルの改訂 (令和4年12月改正) (令和5年1月施行)
- ・ " (令和6年 3月改正) (令和6年4月施行)

### 技術検定制度 概要

- 施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者に関し、**国土交通大臣が実施する国家資格試験**。(建設業法第27条)
- 技術検定は、**7種目**(右表)あり、それぞれ「**1級**」と「**2級**」の区分に分かれている。

種 目	区分及び種別	指定試験機関
建設機械施工管理 (S35～)	1級、2級 (第1種～第6種)	(一社)日本建設機械施工協会
土木施工管理 (S44～)	1級、2級 (土木、鋼構造物塗装、薬液注入)	(一財)全国建設研修センター
建築施工管理 (S58～)	1級、2級 (建築、躯体、仕上げ)	(一財)建設業振興基金
電気工事施工管理 (S63～)	1級、2級	(一財)建設業振興基金
管工事施工管理 (S47～)	1級、2級	(一財)全国建設研修センター
電気通信工事施工管理 (H31～)	1級、2級	(一財)全国建設研修センター
造園施工管理 (S50～)	1級、2級	(一財)全国建設研修センター

### 見直し 概要

- 令和3年度以降の技術検定試験においては、「**学科試験**」を「**第一次検定**」に、「**実地試験**」を「**第二次検定**」に改め、**第一次検定の合格者には「技士補」の称号を新たに付与**。  
第二次検定に合格した者は、これまでと同様に「**技士**」の称号を付与。
- このうち、1級技士補については、特例監理技術者制度において、一定の条件の下で監理技術者の職務を補佐する者として、早期に責任ある立場で活躍することが可能に。

改正前	試 験	称 号
	学科試験	技 士
	実地試験	



改正後	試 験		称 号
	第一次検定 (施工技術の基礎知識及び能力の判定)		技士補
	第二次検定 (技術上の管理及び指導監督の知識及び能力の判定)		技 士

2級になるには・・・ 第一次検定 **合格** → 2級技士補 (例：2級建築施工管理技士補) → 第二次検定 **合格** → 2級技士 (例：2級建築施工管理技士)

1級になるには・・・ 第一次検定 **合格** → 1級技士補 (例：1級土木施工管理技士補) → 第二次検定 **合格** → 1級技士 (例：1級土木施工管理技士)

- これまで、一般建設業の営業所の専任技術者又は現場に配置される主任技術者になるための要件は、大学や高等学校の指定学科卒業のみ実務経験が短縮されていたが、令和5年7月以降、**技術検定合格者も指定学科卒業者と同等**とみなし、第一次検定合格後に一定期間の実務経験を有する者も当該専任技術者として認められることとした。  
【指定建設業7業種（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）と電気通信工事業は除く】
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者も同様の扱いとなります。

#### 改正前

学 歴	実務経験
大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
高等学校(指定学科)	卒業後 5年
上記以外	10年

#### 改正後

\* 指定建設業と電気通信工事業を除く

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格 (対応種目)	合格後 3年*
	2級1次検定合格 (対応種目)	合格後 5年*
上記以外		10年

#### ○ 技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

#### 例

機械器具設置工事業  
一般建設業許可の専任技術者  
または主任技術者の場合

#### 改正前

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外は **10年**の実務経験が必要

#### 改正後

指定学科の卒業生以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)の合格により、**合格後3年(1級)又は5年(2級)**に短縮可能

# ④ 技術検定の受験資格の見直し (令和6年4月施行)

## 1級の受験資格

### 改正前

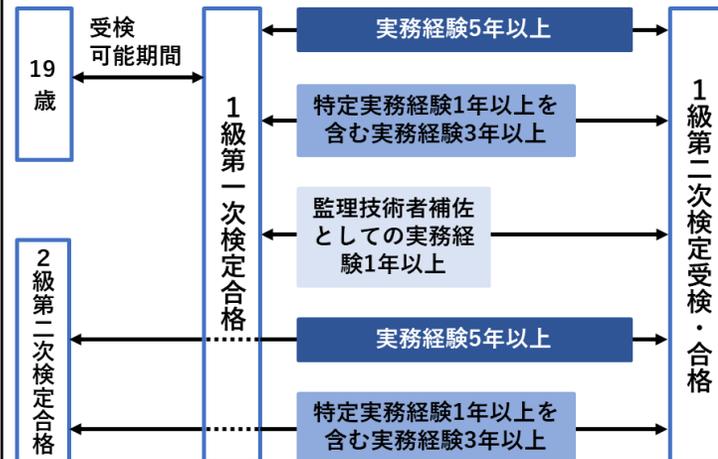
学 歴	第1次検定	第2次検定
大学(指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり)

### 改正後

第1次検定	第2次検定
19歳以上 (当該年度末時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1級第1次検定合格後、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験5年以上</li> <li>・特定実務経験1年以上を含む実務経験3年</li> <li>・監理技術者補佐としての実務経験1年以上</li> </ul> </li> <li>○ 2級第2次検定合格後、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験5年以上 (1級第1次検定合格者に限る)</li> <li>・特定実務経験1年以上を含む実務経験3年 (1級第1次検定合格者に限る)</li> </ul> </li> </ul>

### 新受験資格での受験イメージ



## 2級の受験資格

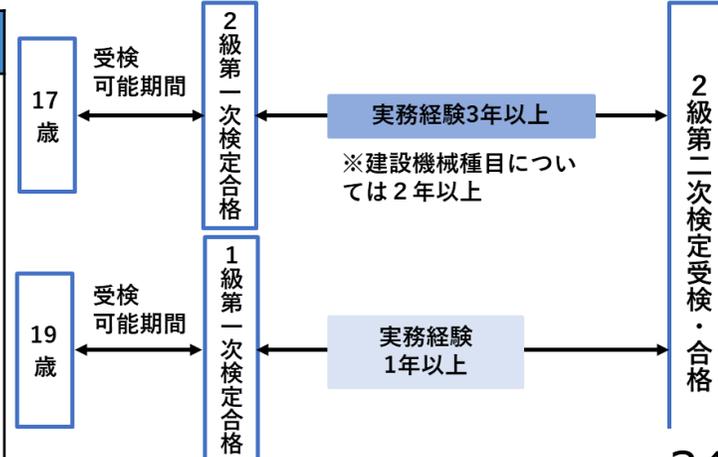
### 改正前

学 歴	第1次検定	第2次検定
大学(指定学科)	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外	卒業後 8年実務	

### 改正後

第1次検定	第2次検定
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2級第1次検定合格後、実務経験3年以上 (建設機械種目については2年以上)</li> <li>○ 1級第1次検定合格後、実務経験1年以上</li> </ul>

### 新受験資格での受験イメージ



**建設業法**

- 第3条第1項 第2号 特定建設業の許可
- 第26条第2項 監理技術者の配置が求められる工事
- 第24条の8第1項 施工体制台帳、施工体系図を作成しなければならない工事

**建設業法施行令**

第2条

第7条の4

特定建設業許可/監理技術者の配置/施工体制台帳等の作成  
を要する下請代金額の下限

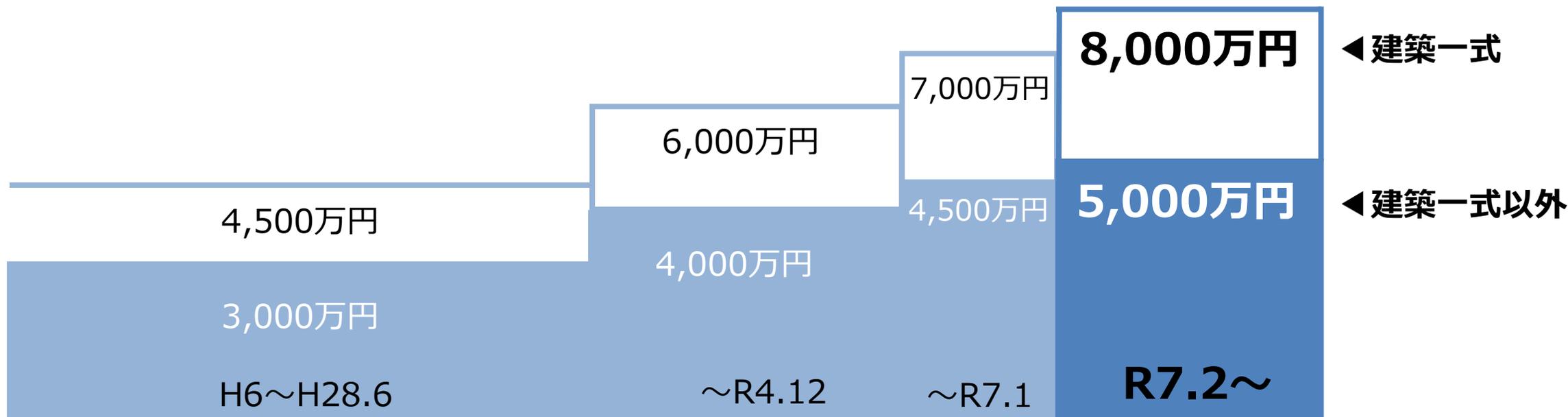
**現在**

**8,000万円**

◀ 建築一式

**5,000万円**

◀ 建築一式以外



# ⑥ 現場技術者の専任を要する請負代金額の見直し

(令和7年2月1日施行)

## 建設業法

第26条第3項 工事現場における技術者の専任

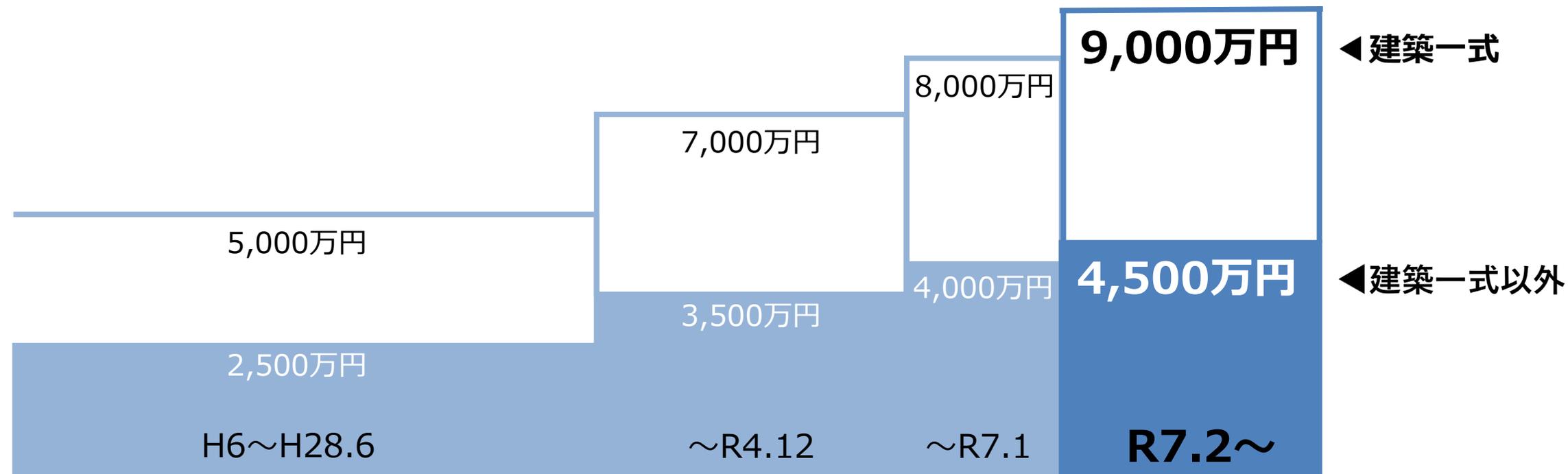


## 建設業法施行令

第27条

専任の現場技術者を要する請負代金額の下限

現在

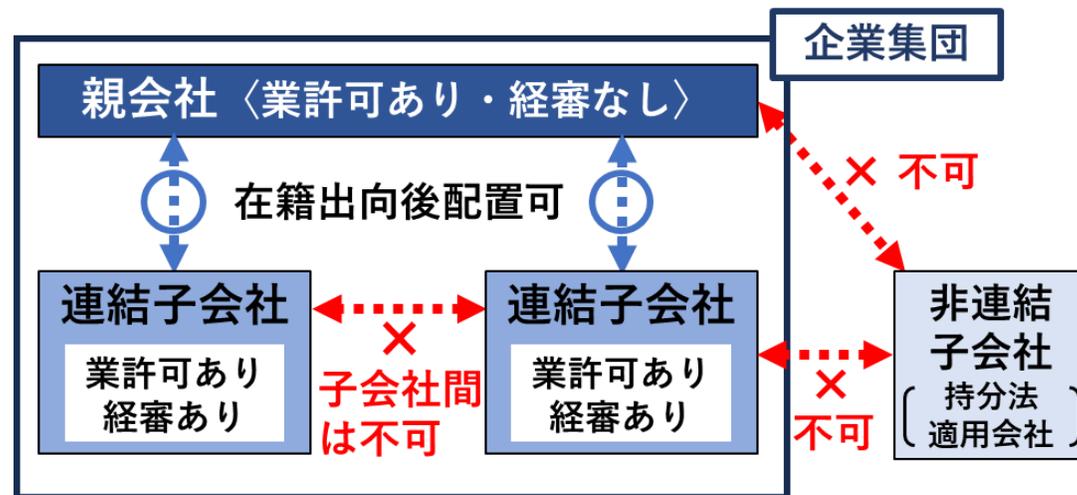
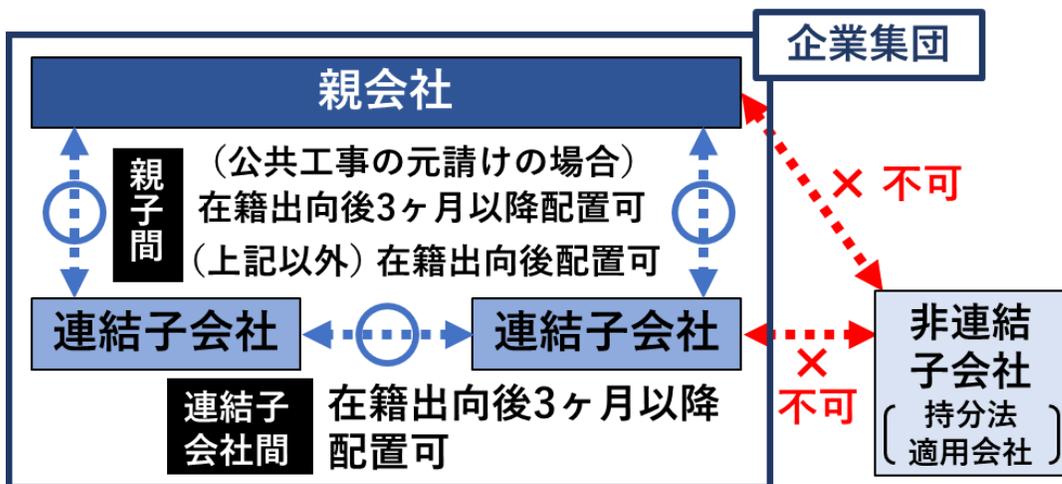


「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」  
(令和6年3月26日 国不建技第291号)

3ヶ月後等配置可能型

即時配置可能型

企業集団の要件等	共通	一の親会社とその連結子会社からなる企業集団（親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象）であること	
	建設業許可	親会社、連結子会社ともに許可の有無は問わない	親会社、連結子会社ともに許可が必要で、その連結子会社がすべて企業集団に含まれる
	経審	親会社、連結子会社ともに経審の有無は問わない	親会社又はその全ての連結子会社の、いずれか一方が経審を受けていない者であることが必要
	その他	国交省の事前確認不要	国交省の事前確認が必要 / 親会社又はその連結子会社が、既に即時配置可能型の対象となっていないこと



※ 出向者である技術者が配置される工事に、親会社、連結子会社、非連結子会社が下請負人として関わることはできない

## I. 建設産業をとりまく現状

### (1) 建設産業の現状

## II. 建設業の「担い手確保」に向けたこれまでの取組

### (1) 「担い手3法」について

(建設業法・入契法・品確法の一体的改正)

### (2) 働き方改革 (長時間労働の是正・休日の確保)

### (3) 処遇改善 (賃金・CCUS・社会保険)

### (4) 生産性の向上 (技術者制度の見直し等)

## III. 持続可能な建設業を目指して

### (1) 第三次・担い手3法について

① 第三次・担い手3法について

② 建設業法及び入契法の一部改正概要 (R6年6月14日公布)

③ 改正法の施行に向けたロードマップ

④ 建設業法の改正【現場技術者の専任義務の合理化】(R6年12月13日施行)

⑤ 建設業法の改正【営業所技術者の専任義務の合理化】(R6年12月13日施行)

⑥ 品確法等の一部改正概要 (令和6年6月14日公布)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、  
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>● 能力に応じた処遇</li> <li>● 多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>● 建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休日確保の促進</li> <li>● 学校との連携・広報</li> <li>● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>● 測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工期ダンピング防止の強化</li> <li>● 工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>● 新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>● 技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>● 現場技術者の配置合理化</li> </ul>
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な入札条件等による発注</li> <li>● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共工事品質確保法等の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）</li> <li>・誘導的手法（理念、責務規定）</li> </ul> </li> <li>◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）</li> <li>・規制的手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注担当職員の育成</li> <li>● 広域的な維持管理</li> <li>● 国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

# ② 建設業法及び公共工事入札契約適正化法の一部改正概要

【令和6年6月14日公布】

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)  
 全産業 494万円/年 1,954時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

#### ●労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

#### ●標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

#### ●適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

#### ●原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

#### ●契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化  
 ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

#### ●契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

#### ●長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

#### ●ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

➡特定建設業者\*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

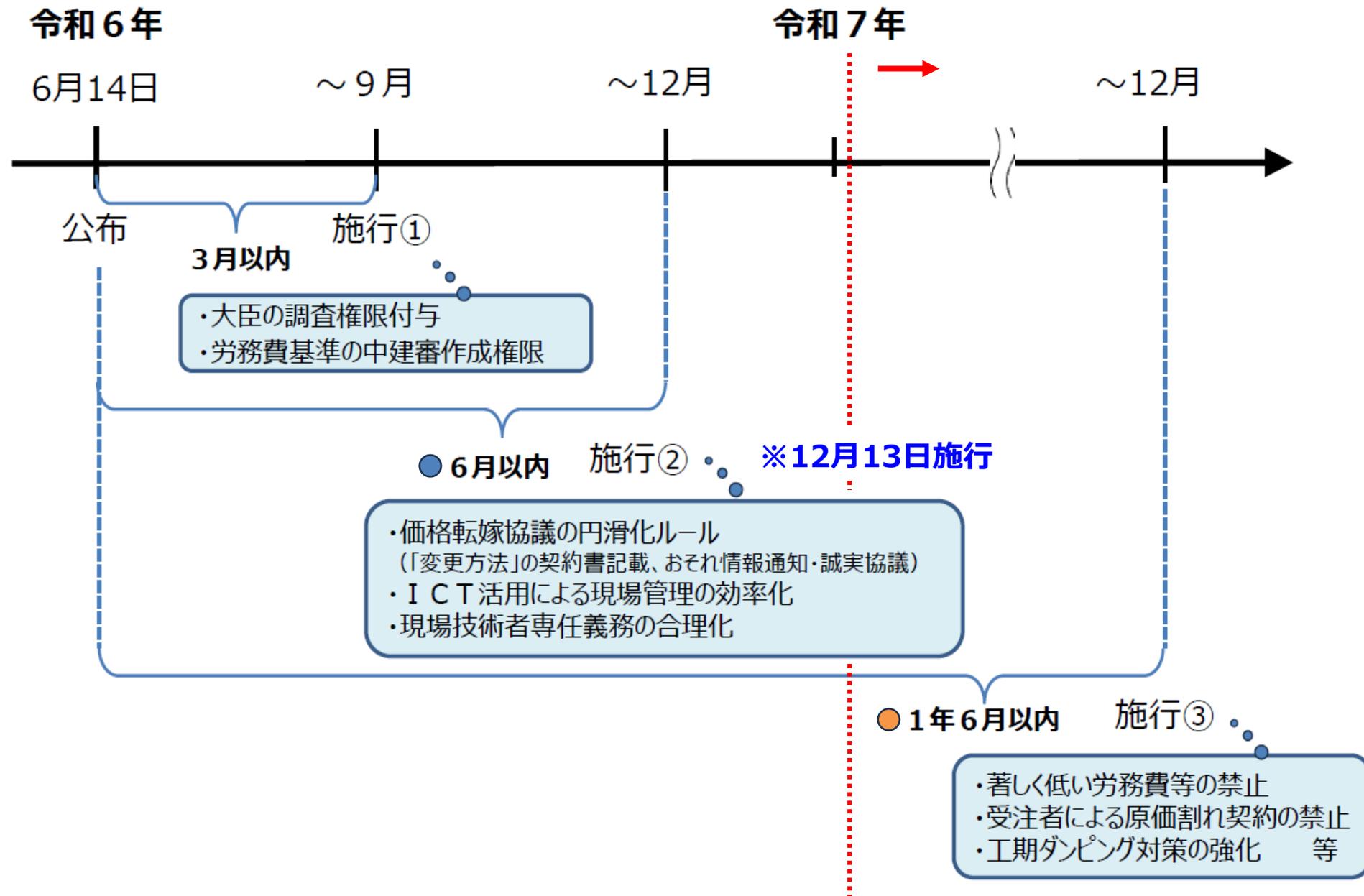


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



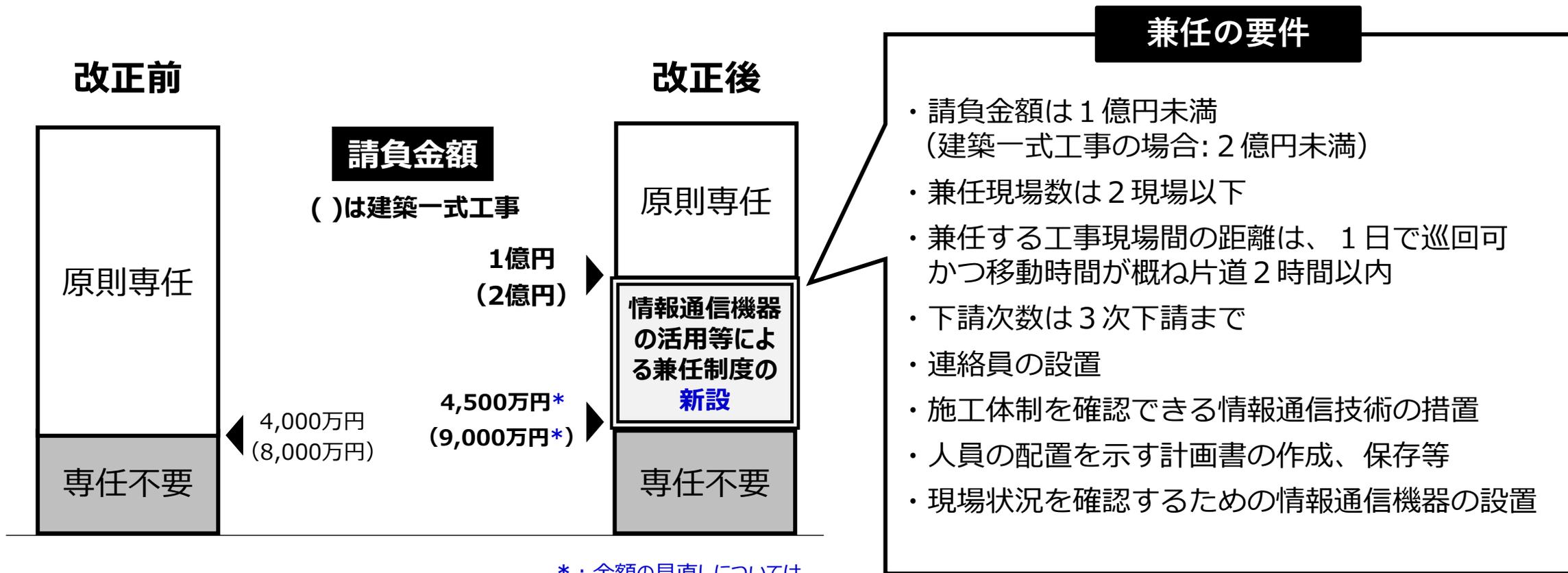
出典：  
国土交通省資料

### ③ 改正法の施行に向けたロードマップ



出典：  
国土交通省資料

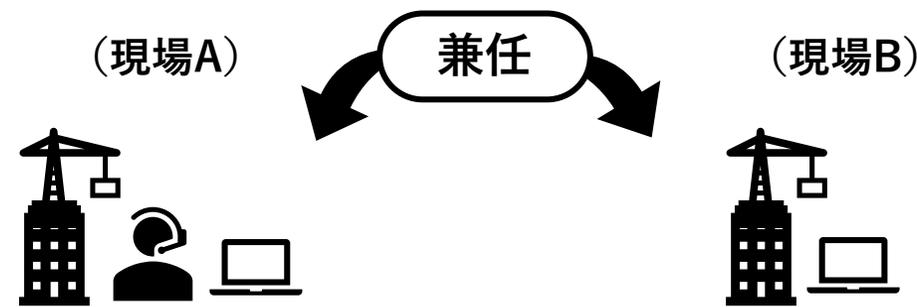
(令和6年12月13日施行)



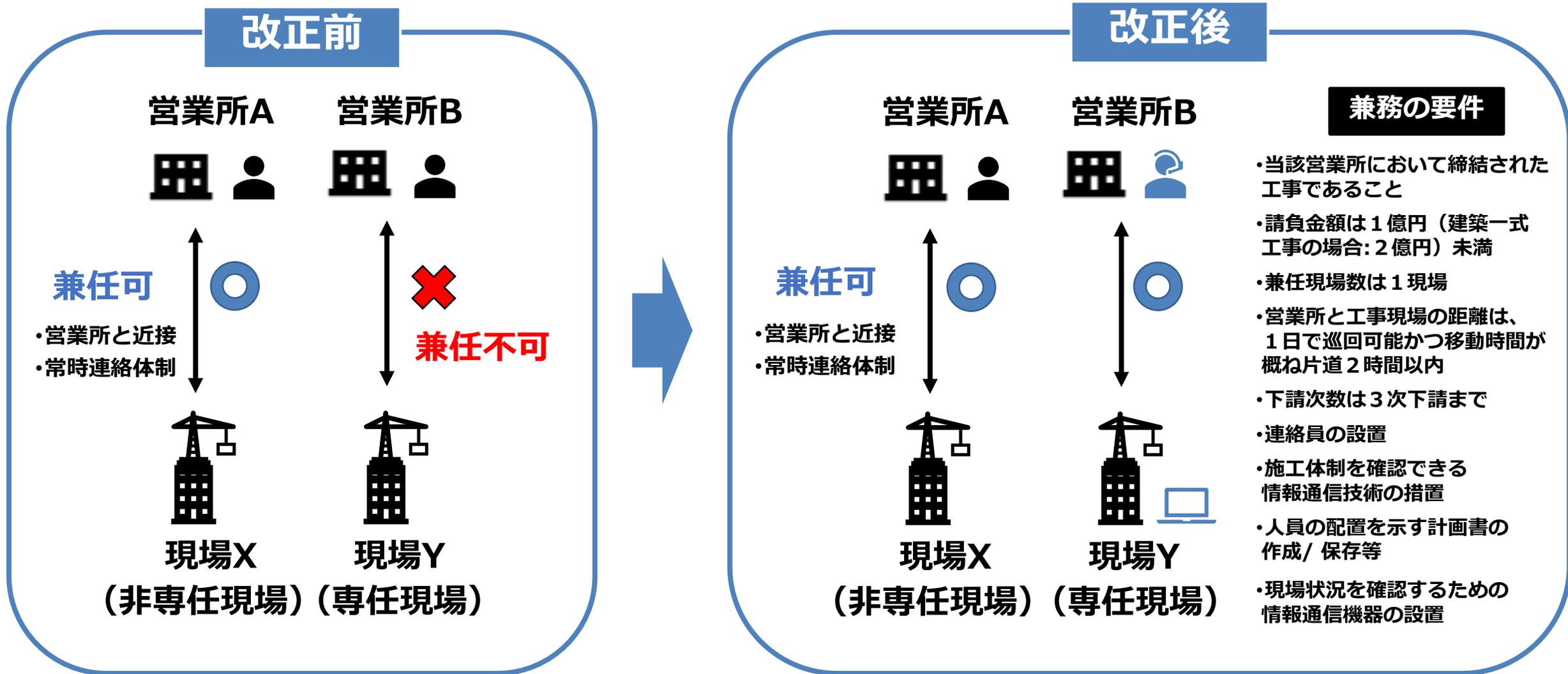
**兼任の要件**

- ・ 請負金額は1億円未満 (建築一式工事の場合: 2億円未満)
- ・ 兼任現場数は2現場以下
- ・ 兼任する工事現場間の距離は、1日で巡回可かつ移動時間が概ね片道2時間以内
- ・ 下請次数は3次下請まで
- ・ 連絡員の設置
- ・ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- ・ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置

\* : 金額の見直しについては、令和7年2月1日施行



(令和6年12月13日施行)



# ⑥ 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部改正（概要）【令和6年6月19日公布】

## 背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

<b>担い手確保</b> 働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	<b>地域建設業等の維持</b> 適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	<b>生産性向上</b> 新技術の活用促進、技術開発推進
<b>公共工事等の発注体制の強化</b>		

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

## 改正の概要

### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

#### 休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

#### 処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

#### 担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

### 4. 公共工事の発注体制の強化

#### 発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

#### 入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

#### 適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

#### 災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

### 3. 新技術の活用等による生産性向上

#### 新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

#### 技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

#### 測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

出典：  
国土交通省資料

CITIO

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

Construction Industry Transaction Improvement Organization

ありがとうございました

